

〈教育報告〉

HIV の個体内変異と AIDS 発症時期の関連について

相 沢 佐 織 (環境コース)

Relationship between intraindividual variation in HIV and the onset time of AIDS

1. 目 的

HIV (human immunodeficiency virus) は、主に CD 4 陽性細胞、マクロファージに感染し数か月から数年間の無症候期間を経て CD 4 陽性細胞数が減少し AIDS (Acquire-d immuno deficiency syndrome) を引き起こす RNA ウイルスであり、生体内で変異をおこしやすい性質をもっている。なかでも Env の gp120 をコードする遺伝子の領域に特に変異の多い超可変領域、V 1, V 2, V 3, V 4 および V 5 が認められる。HIV の中には培養すると多核巨細胞を形成するウイルス (SI ウイルス) がおり、この性質は V 3 領域のアミノ酸配列によって知ることができる。

in vivo では、巨細胞を形成しない NSI ウイルス (non syncytium inducing virus) は感染直後から患者が亡くなるまで常に検出されるが、一方 SI ウイルスは病状が進行する時期の前後になってはじめて検出されるようになる。このため SI ウイルスの出現、V 3 の変異は病態の進行に関与していると考えられている。そこで今回、病態の進行が急に速くなった患者血清中のウイルス RNA の変化を解析することにより、HIV 感染者の病態の進行に関与する SI ウイルスの出現を予測する指標の樹立を試みた。

2. 実験方法

患者血清 100 μ l よりウイルス RNA を抽出し、V 3 領域下流の C 3 領域に対応する部位のプライマーと逆転写酵素を用いて cDNA を合成した。これをもとに V 3 領域を PCR により増幅し、この DNA 断片を大腸菌をもちいてク

ローニングしたうち約 20 クローンを選び、塩基配列を決定した。

3. 結 果

NSI 型のウイルス RNA は解析した全ての血清から検出された。これらの中には、変化しにくく長期間にわたって検出される RNA が存在した。

SI 型のウイルス RNA は NSI 型のウイルス RNA とは異なって、経過の途中で検出されるようになった。中でも CD 4 陽性細胞数が減少する前に検出された SI 型のウイルス RNA は短期間のうちに消失したが、CD 4 陽性細胞数が減少した後になって検出された RNA は長期間にわたって存続していた。

4. 考 察

岡らは、長期間にわたって病態の進行しない患者の生体内では経過を通じて NSI ウイルス型 RNA の存在期間が短いことから NSI ウイルスに対して排除機構がよく機能していることを報告している。今回検討を行なった病態が進行した患者では SI 型の RNA が出現し病態が進行する前から同じ V 3 のアミノ酸配列をもつ NSI 型ウイルスの RNA が長期間存在していることが明らかであった。以上のことより SI ウイルス、NSI ウイルスそれぞれの動態が病態進行の指標となりうると考えられ、更に症例を増やし、NSI 型のウイルス RNA の存続期間が、SI ウイルスの出現を予測するマーカーとなりうるかという点について解析をすることが必要である。

〈教育報告〉

肺吸虫症とマンソン孤虫症の免疫学的検査法としての dot-ELISA 法の検討

天野優子 (環境コース)

Dot enzyme-linked immunosorbent assay for serodiagnosis of paragonimiasis and sparganosis

はじめに

寄生虫の免疫学的検査法として一般的に用いられている酵素抗体法(ELISA法)に代わる新たな検査法として、dot-ELISA法の有用性を検討した。

材料と方法

検体には、宮崎肺吸虫患者の血清52例、胸水22例、ウェステルマン肺吸虫患者の血清82例、胸水24例、マンソン孤虫症患者の血清35例、寄生虫疾患以外で胸水貯留が認められた患者の血清・胸水各39例、健康人40名の血清を用いた。

Dot-ELISA法は術式を改善し、以下の手順で行った。

虫体抗原(宮崎肺吸虫、ウェステルマン肺吸虫、犬糸状虫、アニサキス1型幼虫、マンソン裂頭条虫プレロセルコイド、犬回虫、猫回虫、豚回虫)の感作→ブロッキング(1% BSA in Tween20加PBS) 30分→一次反応(患者血清・胸水200倍希釈) 37°C, 40分→洗浄(Tween20加PBS) 10分, 3回→二次反応(ペルオキシダーゼ標識抗ヒトIgG750倍希釈) 37°C, 40分→洗浄10分, 3回→発色 10分→反応停止

結 果

肺吸虫症患者の血清・胸水では、180例すべての検体で宮崎肺吸虫、ウェステルマン肺吸虫の2種抗原に対し陽性のスポットが認められた。また半数以上の検体で線虫類抗原との交叉反応が認められたが、反応の強さが肺吸虫抗原に対するものとは明らかに異なっていたため、容易に判定ができた。なお、検体の希釈倍率を1600倍以上にすることで線

虫類抗原との交叉反応を除去できるだけでなく、両肺吸虫症の鑑別も可能になった。

マンソン孤虫症患者の血清では、35例中7例がマンソン裂頭条虫プレロセルコイド抗原に対し陰性だった。

なお、寄生虫疾患以外で胸水貯留が認められた患者の血清・胸水、健康人血清について dot-ELISA法で検査したところ、いずれの抗原に対してもスポットが認められなかった。

考 察

肺吸虫症例180例では、検体を800倍まで希釈しても2種肺吸虫抗原に対し明瞭なスポットが認められたことから、感度については問題がないことが分かった。さらに検体の希釈倍率を上げることで、線虫類抗原との交叉反応を除去できるだけでなく、両肺吸虫症を鑑別できることから、特異性の点でも問題はないと思われる。

マンソン孤虫症では1/5の検体が陰性だったことから、疑わしい症例についてはELISA法を併用した方がよい。Dot-ELISA法のみで検査するならば、抗原量や反応時間などについて再検討する必要がある。

また抗原を感作したニトロセルロース膜は10日間室温で保存できることから、全国各地への郵送が可能である。

結 論

- 1) 本法は肺吸虫症の統一した免疫学的検査法として優れていると思われる。
- 2) マンソン孤虫症の検査法としてはさらに検討する必要がある。

〈教育報告〉

オクタノール-水分配係数を指標とした APCI-LC/MS 法による水中農薬の分析における前処理法の検討

森田 健志 (環境コース)

Evaluation of solid phase extraction method as a preconcentration procedure of APCI-LC/MS for analyzing polar pesticides in water using octanol-water partition coefficient.

目 的

水道水源となる湖沼や河川には、周辺の田畑等で散布された農薬が混入するケースが多く見られる。これらの農薬は、使用目的に応じて種類、使用量が違うほか、水溶解度などの物理化学特性によって環境中での挙動が大きく異なるため、水道原水や浄水の監視は数多くの農薬について行う必要がある。

農薬の分析には、固相抽出法とガスクロマトグラフィー質量分析計 (GC/MS) を組み合わせた方法が汎用されているが、GC/MS は高極性、熱分解性物質の分析は難しいとされている。これらの農薬の分析には高速液体クロマトグラフィー質量分析計 (LC/MS) が適用されつつあるが、従来の固相抽出法は、極性農薬に対する適用範囲が明らかにされておらず、高極性農薬の濃縮が難しいという難点があり、LC/MS の前処理法として問題があるのが現状である。

本研究では、物質の極性を示すオクタノール-水分配係数 (logPow) を指標として、農薬の分析に汎用されている固相、ODS 系 C18、ポリマー系 PS2、SPE-GLF の適用範囲を調べ、これらの固相で適用できない高極性農薬に活性炭固相の適用を試みた。さらにポリマー系、活性炭系固相を組み合わせた二段式固相を本研究室で試作し、31種農薬の一斉回収を試みた。

実 験

対象とした農薬は、GC/MS で測定が困難である熱分解性、高極性物質を中心に、14種中性農薬、17種酸性農薬である。HPLC 法により本研究室で測定した logPow は、中性農薬において、Hymexazol の-0.06 から Quizalofop-ethyl の4.34で、酸性農薬は Asulam の-0.14から

Dinoterb の4.03の間に分布していた。

添加回収実験は、農薬濃度 1 $\mu\text{g/l}$ 、通水量1500ml の条件で行った。

結果及び考察

それぞれの固相の適用範囲は、中性農薬について logPow で ODS 系 C18 ≥ 2 、ポリマー系では、PS2 ≥ 0.5 、SPE-GLF ≥ 0.8 の範囲で高回収率が得られた。一方、酸性農薬では、C18 ≥ 3.2 で、PS2 と SPE-GLF については logPow 値に関係なく高い回収率が得られた。また C18 では、1500ml は通水限界を超えているため、適用範囲内でも回収率が60%にとどまった。PS2 は SPE-GLF より適用範囲が広いが、回収率は SPE-GLF の方が全体的に高く、通水性に優れていることがわかった。

活性炭系固相 Carboxen1000 の前処理条件としては、コンディショニングにはアセトニトリル、1 N塩酸溶液、純水、抽出溶媒にはメタノール、メタノール/ジクロロメタン (20:80) 混合溶液が適し、汎用型固相で濃縮できなかった Hymexazol、Methomyl についてそれぞれ64%、91%の回収率が得られた。また、活性炭系固相の適用範囲は、中性農薬では logPow ≤ 0.8 、酸性農薬では logPow と回収率との相関はないことがわかった。二段式固相では、Thi-phanatemethyl、Hymexazol 以外の中性農薬については85%以上の結果が得られた。

また、水道水へ農薬を添加し、二段式固相で濃縮した結果、低極性から高極性の農薬を一斉に回収することができ、LC/MS 法の前処理としての固相抽出法を確立することができた。

〈教育報告〉

ポルフィリン症モデルマウス血液中のポルフィリン含量, 活性酸素発生, 脂質過酸化に及ぼす紫外線及びビタミン類の影響

中村充宏 (環8-3)

Effects of ultraviolet irradiation and/or vitamins on contents of porphyrins, production of active oxygens and lipid peroxidation in blood from model mice of porphyria

目 的

ポルフィリン症患者は、代謝異常で蓄積したポルフィリンの光増感作用により日光、特に紫外線(UV)に曝されると皮膚障害を起こす。今回はマウスに抗カビ効果を有するグリセロフルビン(GF)を経口投与することにより実験的ポルフィリン症モデルを作り、赤血球中のプロトポルフィリン(PP)含量及び殺菌灯(UVC)照射により赤血球や血漿中に発生する活性酸素、脂質過酸化PP含量、 $\cdot\text{OH}$ 発生を測定し、また、脂質過酸化に対して抗酸化作用を示すビタミン類(ビタミンC、ビタミンE、 α -カロチン)を投与することによる影響をも調べ、ポルフィリン症患者の紫外線などによる光過敏症状の軽減効果等の基礎資料を得ることを目的とした。

方 法

5週齢のBalb/cA系マウス雌雄を数日間予備飼育後、GFを1%濃度、ビタミン類を1%または2%濃度(VEのみ0.1%追加)で粉末飼料に混合調製して投与し、殺菌灯照射下で飼育後採血し、遠心分離した赤血球及び血漿試料として測定時まで -80°C で保存した。ポルフィリンの定量は近藤らの高速液体クロマトグラフィー(HPLC)による方法で行った。活性酸素の測定は電子スピン共鳴(electron spin resonance, ESR)測定装置を用いて活性酸素種($\cdot\text{OH}$, $\text{O}^{\cdot-}$, $^1\text{O}_2$)を測定した。また、脂質過酸化はチオバルビツール酸(TBA)法により脂質過酸化生成物量を測定し、マロンジアルデヒド(MDA)量に換算した。

結果及び考察

- ① GF経口投与によりマウスは、PP含量が増加するポルフィリン症を示したが、投与を中止すると投与前のレベルに戻ったことから、このモデルマウスの症状は一過性のものであることが判った。
- ② GF投与によるPP含量の増加は、雌よりも雄で著しく、遊離型のものが主であったことから、Feを取り込む酵素(フェロキターゼ)の活性が阻害されたと思われる。
- ③ 活性酸素類の発生はGF投与マウスの赤血球からは少なく、また血漿そのものからも少なかったが、ESRによる活性酸素測定直前に血漿に紫外線(UVA+UVB)照射を行うと $\cdot\text{OH}$ の発生が増加した。
- ④ GF投与期間中にマウスに殺菌灯(UVC)照射を行うと、血漿中の $\cdot\text{OH}$ 発生が著しく増加した。
- ⑤ 血漿中の $\cdot\text{OH}$ 発生は、GF投与以前にVCや β -カロチン(βC)を与えた群でも、測定直前にUVA+UVBを照射することにより増加した。
- ⑥ GFと1%濃度のビタミン類(VC, VE, βC)との投与期間中に殺菌灯を照射すると、測定直前のUVA+UVBの照射により $\cdot\text{OH}$ の発生が強まった。
- ⑦ GF投与マウスの血漿中の脂質過酸化は減少傾向を示したが、赤血球中では雄でGF投与初期に、また雌では投与期間が長くなってから進行した。これは $\cdot\text{OH}$ 発生パターンと類似していた。

〈教育報告〉

廃棄物処理施設におけるアンチモンの挙動と活性炭吸着特性に関する研究

片 桐 忍 (環境コース)

A study on behavior of antimony in waste disposal stage and characteristic of activated carbon adsorption

廃棄物処理過程で放出される未規制金属によるリスクを制御する上で、規制的、技術的対応が考えられているが、現段階では、情報が不十分である。そこで、廃棄物処理過程での未規制物質の挙動を捉え、基礎的な情報を集積することが急務となっている。本研究で対象とするアンチモンは、環境基準においては要監視項目になっているものの規制の対象外であるため、環境負荷の実態が全く把握されていないのが現状である。そこで本研究では、未規制金属であるアンチモンについて、埋立地における浸出水中及びその処理過程での挙動を把握することを目的とした。

すなわち、一般廃棄物、産業廃棄物埋立処分場の浸出水処理施設の浸出水原水、処理水中のアンチモン濃度の調査を行い、アンチモンの排出実態を調査し、環境影響可能性などについて検討した。同時に、浸出水処理施設における除去効率に関する実態調査を実施した。また、浸出水処理工程の中で活性炭処理に注目し、アンチモンの活性炭吸着特性に関する基礎的な検討を行った。

その結果、今回対象とした一般廃棄物及び産業廃棄物処分場における浸出水原水中のアンチモン濃度は、一般廃棄物処分場の2施設のうち1施設で排水基準対応値(指針値 $2 \mu\text{g/l}$ の10倍値) $20 \mu\text{g/l}$ を超えていた。一方、産業廃棄物処分場のうち4施設のうち1施設で排水基準対応値を超えていた。今回対象とした各処理施設中の原水中アンチモン濃度は、 $0.5 \sim 38.4 \mu\text{g/l}$ とかなりの幅が見られた。一方、処理水中のアンチモン濃度は、一般廃棄物処分場の1施設で排水基準対応値を超えていたが、産業廃棄物処分場では、排

水基準対応値以下であった。また、それぞれの除去率は検出限界を $0.2 \mu\text{g/l}$ とすると、 $0 \sim 76\%$ 以上と各施設の除去性能に幅がみられた。これは現在の処理プロセスのアンチモン除去に対する不安定性を示していると考えられる。したがって、各処理プロセスごとにアンチモンの除去機構を検討し、最適な操作条件等を確定していく必要がある。

そこで処理工程の中で活性炭処理に注目し、アンチモンに対しての吸着能について実験的に検討した。実験の方法は、3個アンチモン、5個アンチモン濃度をそれぞれ所定の濃度に調整し、粒状活性炭、粉末活性炭を試料液に投入後のアンチモン濃度を定量分析した。その結果をフロイドリッチ型の等温吸着式に回帰した結果は、粒状活性炭： $q=0.0753C^{1.0225}$ 、粉末活性炭： $q=0.0989C^{1.0857}$ であった。回帰式中の指数はほぼ1であり、ヘンリー型の傾向でもあった。一方、5個アンチモンの吸着能については、3個アンチモンに比べて吸着量が極端に低いことが分かった。

次に活性炭吸着実験から得られた等温吸着式を用い、ある浸出水処理施設における適用可能性を検討した。処理条件は、原水 $22 \mu\text{g/l}$ 、処理水量 $30 \text{m}^3/\text{日}$ 、活性炭充填量 200kg を想定し、浸出水中の3個Sb：5個Sbの比率は1：5と仮定した。その結果、活性炭の耐用期間は1日未満と短く、適用可能性が極めて低いことが確認できた。

今後は、生物処理、凝集沈殿処理に関する除去機構の解明を行い、適正な操作条件で管理していくことが必要である。

指導教官：田中 勝、大迫 政浩 (廃棄物工学部)

〈教育報告〉

高分子プラスチックの熱分解・燃焼反応生成物の変異原性と 変異原物質の生成に関する研究

寶 田 聰 (環境コース)

Mutagenicity of thermal decomposition products of plastics and mutagen formation

【目 的】

現在、高分子プラスチックは身の回りにある生活関連素材から建築材料など幅広い使用用途を持ち、また石油産業の発達により大量に生産されるようになった。そのために生活環境の中でもよく使用される素材の一つである。しかし、これらを廃棄する際に様々な問題が起り、その処分が難しい。

そこで本研究ではプラスチックの中で大量に使用されているポリ塩化ビニル (PVC) を熱分解・燃焼し、その反応生成物の変異原性試験を行い、その成分の分析を行った。

【実験方法】

熱分解・燃焼反応実験装置は、全自動開閉式管状炉を用い、反応管は石英製を使用した。PVC 約 2 ~ 4 g が入っている磁製の試料ポートを反応管の中央部にのせ、反応生成物の捕集は二本の U 字管を用いた。揮発性有機物は石英繊維ウール、ガス状物質は TENAX GR を用いた。これらを Acetone で超音波抽出し、減圧濃縮、窒素乾固したものを試料とした。反応条件は窒素及び空気気流中、また窒素に二酸化窒素 (NO₂) を添加 (30ppm) し、流速は 200ml/min とした。変異原性試験は、Ames 法を一部改良したブレインキュベーション法で行い、菌株は *Salmonella typhimurium* TA98, TA100 を使用した。また、代謝活性化酵素 S-9 を調整した S-9mix の添加、無添加も行った。

【結果及び考察】

窒素及び空気気流中共に加熱温度 300℃ 以上の揮発性有機物は、TA100 菌株 (+S-9mix) で変異原比活性が高く他の菌株は変異原性をほとんど示さなかったため、多環芳香族炭化水素類 (PAHs) の生成による寄与が高いと考えられる。そのため HPLC による PAHs の定量を行った。窒素気流中においては、Biphenyl, Phenanthrene (数百 nmol/mg. extracts), Pyrene, Fluoranthene, Triphenylene (数十 nmol/mg. extracts) は低温 (200℃) の方が生成の割合が高く、300℃ 以上は低く一定に保たれる傾向にある。一方、微量ではあるが Anthracene, Benzo (a) pyrene は温度の上昇とともに生成量も増加する結果となった。また空気気流中においては、全ての PAHs が生成の割合が 300℃ で最大となり、温度が上昇しても一定かもしくは少なくなる。窒素及び空気気流中の変異原性は変異原物質である Benzo (a) pyrene では説明が不十分なので他の変異原物質や Comutagen の存在が大きいといえる。さらに窒素気流中、NO₂ 存在下で熱分解を行うと、200℃ 付近で全ての菌株において高い変異原比活性 (約 3000 ~ 6000 rev/mg. extract) を示し、300℃ 以上では TA100 菌株 (+S-9mix) では窒素気流中の約 1/2 になるのに対し、他の菌株はほとんど変異原性を示さなかった。また PAHs の生成の割合を比較すると、Pyrene, Fluoranthene に 200℃ 付近で窒素気流中とは異なり生成の割合が低く、300℃ 以上では同じ生成量となった。よって NO₂ 存在下では 200℃ 付近の低温度での変異原性物質の生成に影響が大きく、特に TA98 菌株 (-S-9mix) が高い変異原比活性を示している事からニトロアレーンの生成が考えられる。また加熱温度 300℃ 以上では変異原性を抑制する効果があるといえる。

〈教育報告〉

地域での家族支援における保健所の役割 —精神障害者家族教室をとおして—

秋山潮子（看護コース）

A study on supporting activities for family of the mentally handicapped —Health center's involvements in organizing family classes—

目 的

近年、日本の精神障害者たちが地域社会であたりまえの生活を営むために必要な手だてが徐々にではあるが整えられてきている。しかし、依然として大部分を家族に頼らざるを得ない現状がある。身近な援助者である家族をきちんと支援していくことにより障害者のよりよい社会環境が実現する。今回北海道八雲保健所で実施している精神障害者家族教室の実施結果から今後の家族教室、家族支援のありかたを考えた。

対象および方法

対象：S 62～H 7年度に八雲保健所主催の家族教室に出席した精神障害者（主に精神分裂病）の家族25人のうち、協力が得られた障害者19人の家族18人。

方法：調査票を用い訪問面接による聞き取り調査。

結果および考察

家族教室の継続の有無およびY町かO町かにより3グループに分類し分析した。

1. 現在の家族教室について

Y町継続グループ：障害者は平均発病年齢が高く、平均罹病期間は15年を越えている長期患者である。発病10年未満で、家族教室発足の時期に初参加している「教室立ち上げ時の家族」である。当初、家族の障害者が保健所デイケアに通所しているという共通点があり連帯意識が強く、これらのことが継続要因の1つと考えられる。また、家族は高齢で障害者との2人ぐらしのため、癒しを求めて教室にきている。教室の出席者が少なく参加者の顔ぶれが変わらないので、マンネリ化してきており家族の「参加者を多くしてほしい」との要望となっている。

O町継続グループ：障害者の平均発病年齢は低く平均罹病期間が15年未満でY町と比較すると、経過年数が短いグループである。家族も若く教室へは両親そろって参加している。複数の障害者を抱えている家族が多く困難度も高く薬にもすがりたい思いで参加している。人118,800人のO町では参加している人がほとんど顔見知りという中で、他の人の話は聞きたいけれども、自らが話すことに躊躇する思いや話した後に心配になったり後悔したりする状況になっている。「話が出来るようにしてほしい」との要望が強く、自分を語る場・受け止められる場を求めており、そのような家族の期待に応えるべき時期である。

中断グループ：家族教室1～3回目で中断している。障害者は生活経験が浅い若い年齢で発病し、平均罹病期間25年を越えた長期慢性患者である。家族が家族教室に初めて参加した時の障害者の状況は、発病してから20年を経過しており、家族の障害者への共感や情緒の結びつきが薄れている時期である。教室運営はクール制にせず随時新規参加できるようにしている。家族は教室開催5年月以降に参加しているため、すでに場の雰囲気や継続グループで出来ている中に参加し「受け入れてもらえなかった」思いがいやな体験として中断の理由になっている。保健婦による訪問支援は継続されてはいるが、病気の長期化に伴い障害者の保護者は、親から同胞に代わり世帯構成の変化の中で増大する家族の苦労を十分に受け止めた支援活動にはなっていない。

2. 今後の家族教室のあり方

Y町グループは慢性患者の高齢家族の「癒しの場」が、O町グループは初期の家族と継続家族を分けて「家族会設立にむけた場」が必要である。中断グループは個別対応が必要であり、中断を出さないためには対象にあった教室選びやグループとしての形成をめざすことが必要である。

指導教官：野田順子（保健統計人口学部）

〈教育報告〉

保健と福祉の連携についての一考察 —福祉分野における保健婦の役割—

三 浦 たみ子 (看護コース)

A study on cooperation between health and welfare policies —The role of public health nurse in fields of welfare—

I. はじめに

近年、保健婦の活動の場も保健分野のみならず福祉分野などに拡大してきており、保健婦が担う役割に大きな期待がよせられている。しかし、福祉分野における保健婦の配属状況や活動について、全国的に実態が把握されていない状況である。この実態を明らかにするとともに、福祉分野において保健婦が機能をどのように発揮しているか、また、どのように発揮すべきなのか考えていく必要があると感じた。配属された保健婦一人の力量に任せるのではなく、より効果的に機能を発揮するためには組織的にサポートをする体制が必要だと考えた。

II. 研究目的

福祉分野における保健婦の配属状況等実態を把握するとともに、その活動を通して、福祉分野における保健婦の機能及びその機能を効果的に発揮するための環境づくりへの要件を明らかにすることを目的とした。

III. 研究方法

1. 調査対象

厚生省健康政策局計画課保健指導室による保健婦の活動領域調査(平成8年度)を基に都道府県、政令市、特別区の福祉分野に働く保健婦数を把握し、このうち保健分野との人事異動のある施設を対象とした。調査対象者数は389人で、設置主体別では、47都道府県のうち34府県(72.3%)、33政令市のうち22市(66.7%)、23特別区のうち15区(65.2%)の福祉分野に保健婦が配属されていた。

2. 調査方法及び期間

調査方法は、自記式質問紙調査票による調査を郵送法により実施した。調査期間は平成8年12月9日～12月24日とした。

IV. 結果及び考察

回収は300件、回収率は77.1%であった。

回答者の所属する自治体数は62でこのうち47(75.8%)の自治体で保健と福祉の統合が進められていた。

配属機関は「福祉事務所」が44.3%と多く、勤務年数は「10年以上」が76.0%を占め、平均は16.3年であった。また、現在の職場の勤務年数は「1～3年」が86.3%を占め、平均は2.5年であった。配置人数は1人配置が約5割を占め、職位は「一般保健婦」が57.0%と多かった。

福祉分野で働く保健婦が『現在発揮している機能』として「専門的判断・医療情報の提供」「他職種との連携」「保健福祉情報の提供」を多くあげていることから、情報提供・連携に関する機能、対象者への直接的なサービスに関する機能を発揮しているのがわかった。また、『特に重要だと思う機能』の中では「保健福祉問題解決のための計画・立案・実践・評価」「他職種との連携」が多く、個々の研究における『保健婦が重要だと思う機能』と同様の結果が得られ、福祉分野においても保健婦の発揮する機能には変わりがないことがわかった。他職種が多い福祉分野の保健婦には福祉特有の機能として「専門的判断・医療情報の提供」「地域ケアシステムの構築」などの機能を発揮することが求められていると考えられる。

以上のことから、福祉分野の保健婦が効果的に機能を発揮するための環境づくりの要件として、保健婦に望まれる経験年数は「4～9年」の回答が多かったが、「地域の問題の施策化」等の機能を発揮するには「10年以上」が必要と考える。また、現在1人配置の保健婦の約5割が2人配置を望んでいることから複数の配置が必要であり、ポストについても「課長級」を望む回答が多いことから昇格の体制づくりが必要であると考えられる。

また、サポートが「必要」と回答した者は約9割であり、配属時に6割以上の者が不安をもっていたことから、福祉分野の保健婦をサポートする体制づくりと保健分野との組織的な連携が強く望まれていることが明らかになった。

指導教官：丸山美知子 (公衆衛生看護学部)

〈教育報告〉

精神科医療保護入院後の退院患者の再入院・受療中断に関する追跡研究

築 場 玲 子 (看護コース)

A follow-up study on readmission and treatment-interruption among discharged psychiatric patients

I. 目 的

保健所での精神保健活動は地域全体に目を向けて展開すべきであり、その基礎資料として精神障害者の実態についての断片的の把握に加え、精神障害者の経過といった動態的把握が必要である。今回、精神科医療保護入院患者の退院後の再入院と受療中断の実態を明らかにし、その関連要因を検討することによって、今後管内の精神保健福祉の向上に資することを目的に調査を行った。

II. 方 法

1. 調査対象：宮城県大崎保健所管内（1市13町）に居住する者で、昭和63年4月から平成6年3月までの医療保護入院者の退院者は314人であった。この内、死亡退院、転出、入院形態の切り替えにより十分な期間の追跡が不可能な者は調査から除外した。さらに、今回調査に協力が得られた管内の全医療機関を退院した者を対象として、226人について分析した。
2. 調査資料：医療保護入院届出、退院届出、定期病状報告、通院公費負担申請書台帳、医療機関及び市町間い合わせ資料等である。（追跡期間：最短：2年8ヵ月、最長：8年7ヵ月）。
3. 分析方法：再入院（措置、医療保護、任意）、治療終了、受療中断、死亡、転出に区分してそれぞれの発生時点を調べ、受療状況の経時的推移を整理した。再入院及び受療中断との関連を検討した要因は、性別、保健所、住所地、年齢、診断、合併症、今回の在院期間、過去の入院回数、初発年齢、保護者、保護者の年齢、医療費支払い区分、退院時の住居形態、家族構成、入院前の学歴、入院前の就業、

保健所への訪問依頼である。分析では Cutler-Ederer 法による生命表法を用いて、退院後の累積再入院率及び累積受療中断率を算出した。各要因との関連については、再入院及び受療中断の相対危険を用いて評価した。さらに変数増減法を用いた比例ハザードモデルによる多変量解析を行った。

III. 結果及び考察

累積再入院率は1年後24.7%、2年後34.5%、3年後44.2%であった。また、累積受療中断率は、1年後18.4%、2年後25.6%、3年後32.9%であった。

「過去の入院回数」では5回以上の者の再入院リスク（相対危険）は、初回入院者の2.6倍であった。リスクの高い者の特徴として、「過去の入院回数」が多く、「合併症」をもち、「入院前の就業」があり、「保護者の年齢」が比較的若い者等が挙げられた。

受療中断リスクが高い者の特徴として「初発年齢」が24歳以下で、「過去の入院」経験がなく、「今回の在院期間」が2ヵ月以下であり、「医療費支払い区分」が国民健康保険の者であることが挙げられた。

これらの関連要因の検討から、今後受療中断や、入退院の繰り返しを防ぐためには、早期に本人の十分な理解のもとでの治療関係づくり、退院前の生活環境調整が重要であることが示唆された。また、長期入院者の地域での受入体制づくり、働く場の確保、住まいの確保、地域ぐるみのサポートシステムづくりなど、精神障害者を地域で支える体制の整備が急務であることが明らかになった。

指導教官：藤田利治（疫学部）

<教育報告>

基本健康診査3年間連続受診者と1回受診者における 血圧、脂質、血糖についての検討

看護コース 和田 秀代

A comparison of blood pressure, lipids and blood sugar between the examinees who took only one health check and those who took consecutively three health checks

1. 目 的

市町村がおこなう老人保健法の基本健康診査の効果的な推進に資するため、健診結果の解析を行ない、基本健康診査における課題と今後の保健所の役割について考察する。

2. 研究方法

埼玉県八潮市において、95年度に基本健康診査を受診した人のうち、95～90年度の6年間で95、94、93年度を連続して受けた人（連続受診者）と、95年度だけを受けた人（1回受診者）に分け、循環器疾患に関係のある、総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、最大血圧、最小血圧、血糖の6項目について、性、年齢階級別に連続受診者と1回受診者で比較検討した。ただし、現在高血圧、高脂血症、糖尿病治療中は除いた。対象者は連続受診者295人（男110人、女185人）、1回受診者154人（男49人、女105人）である。

3. 結 果

- 1) 各項目の平均値は連続受診者、1回受診者とも、性、年齢階級別では正常範囲にあった。
- 2) 各項目の性、年齢階級別平均値における連続受診者と1回受診者について比較検討したが、連続受診者と1回受診者の間には有意差はみられなかった。
- 3) 検査成績を、「循環器疾患基礎調査」に基づいてカテゴリ分類し、性、年齢階級別に連続受診者と1回受診者について比較検討したが、これらにも有意差はみられなかった。しかし連続受診者の中には95年度の検査結果において異常値を示す人も見られた。
- 4) 喫煙の影響を見るため男女別に、連続受診者、1回受診者で比較したが、両者の間には有意差はみられなかった。

4. 考 察

- 1) 基本健康診査における総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、最大血圧、最小血圧、血糖の検査項目で、連続受診者と1回受診者の検査結果に統計的有意差が見られなかった。しかし連続受診者の中には95年度の検査結果において異常値を示す人もみられ、健診受診の意義が否定されるものではない。連続して異常値を示すような人に対しては、健診後の保健指導が効果的におこなわれているのかの評価をするとともに、新たな保健指導のプログラムの考案も望まれる。
 - 2) 基本健康診査の対象者は40歳以上の住民で、職域での健康診査がない者とされている。しかし実際には対象者の把握は特に都市部において困難なため、受診率を求めるための分母に当たる数値は、性、年齢階級別にある係数を乗じて分母を求めている。今後は基本健康診査の対象者とされる40歳以上の健康実態と健診利用の状況、保健行動等の把握をおこない、特に未受診者に対する今後の効果的な基本健康診査のあり方を検討することが課題として考えられる。
 - 3) 老人保健法では各種保健事業は市町村が実施主体となっており、保健所は実際の健診業務には携わることは少ない。しかし保健所は、基本健康診査データを市町村と協力しながら解析をおこなうことで、地域の健康指標として活用したり、効果的な保健指導の評価をおこなうことができる。また基本健康診査対象者への調査等をおこなうことで、未受診者に対して効果的な基本健康診査のあり方を検討することができる。
- 保健所は保健事業連絡会などを活用しながら、市町村の保健事業が効率的かつ有効に推進できるよう専門的立場で支援していくことが今後大いに必要であると考えられた。

指導教官：土井由利子（疫学部）

〈教育報告〉

経験豊かな保健婦の3歳児健診における問題発見能力について

看護コース 橋本雅美

On the ability of the experienced public health nurses to find out the problems of children and mothers at health examination for 3 years old

1 はじめに

母子保健の現状として、少子化による家庭内外の子育て機能の低下、育児不安や児童虐待の増加などが見られ、それぞれの対策が求められている。保健所で実施してきた3歳児健診は、地域の8割以上の親子が利用し、そこに持ち込まれる問題も多様である。健診の手順は、乳幼児健診マニュアルなどに示されているが、親子の多様な問題を効率的に発見する方法はマニュアルに示された公式的なものだけでなく、その研究も必要である。

2 調査目的

3歳児健診において保健婦がどのように親子の問題を発見し、相談に結びつけているのか、また、その能力について現状をより反映した形で把握する。ここで言う問題発見とは、親子の問題に気づき、必要な相談につなげるまでのプロセスである。

3 調査対象及び方法

東京都(23区は除く)の保健所・保健相談所に働く28人の経験豊かな保健婦に対して、1人1回約45分の半構成面接を実施した。分析は、内容を集約した文節を引き出した後、カテゴリー化した。

4 結果及び考察

4.1 今回の対象は、保健婦活動歴、母子保健活動歴ともに25年以上であり、東京都の母子保健活動が多様なサービスを提供してきた時期に保健婦活動に従事していたことから経験豊かな保健婦であると判断した。

4.2 気になる親子の様子については、児童虐待が予測される状態、育児不安、子どもへの無関心などがあげられてお

り、母子保健の現状を反映していた。また、「よい子、よい親」に注目する必要性も語られていた。

4.3 「3歳児健診の流れに沿って問題発見の方法、手続き」として8項目にまとめた。

①親子を安心させリラックスできる雰囲気をつくる、②注意深く観察し、親子の全体像や気になる様子を感じとる、③会話を通じて問題、親や子の反応を感じとる、④親の心配事や問題認識を知り、保健婦の認識とのずれを確認する、⑤速やかに相談につなげる、⑥歓迎されない介入として個別に支援を行う、⑦親の考え、行動を尊重する、⑧健診で介入できなかった問題は相談を継続するなどである。

各項目は独立しているのではなく、複雑に関連していた。限られた3歳児健診において親子の問題をよりよく発見するためには、単に観察や、会話の技術を高めるだけではなく、各項目の達成が積み重なって成されるのではないかと考える。

4.4 「保健婦の問題発見能力に関するもの」として9項目にまとめた。①直感、②子供の問題の背景にある、母親や家族が抱える問題を熟知し、そこに注目する、③個別の母親の状況、行動、反応パターンをよく知っている、④相談につなげる支援のこつを知っている、⑤失敗した事例を大切に、そこから学ぶことができる、⑥親子の支援について、自分の価値観を持つこと、⑦思いこみを減らす方法を持っている、⑧母親の力、行動変容を信頼している、⑨親に関心を持ち関わろうとする姿勢を持っているなどである。

問題発見能力の2つの大きな要素として“直感が働く”と“支援のこつを知っている”という項目を軸にして、それぞれの関係をみたところ、保健婦が個別に支援した事例経験や学習などから得た知識、技術および保健婦自身の考え、態度が背景にあることがわかった。

4.5 半構成面接は、健診マニュアルなどでは示しにくい、保健婦の複雑な活動、能力を見いだすために有効であった。

〈教育報告〉

新人保健婦が面接技術を習得する過程の分析 —対応困難事例とのかかわりに関するインタビュー調査から—

看護コース 工藤 恵子

An analysis on developing process of counseling skill of fresh public health nurses —Using an interview survey on complexed cases—

目 的

相談業務を進めるには相談を受ける側と相談者との考え方のずれを課題としてとらえることが重要だとされている。経験が少ない者では「私が未熟だからうまく相手に伝わらない」「わかってもらえない」など、この課題を自分自身の問題として感情的にとらえるという指摘もある。新人保健婦は相談業務の中でどんなことにつまづき、どのように壁を乗り越えていくのかを明らかにし、新人保健婦の現任教育に寄与するものを得ることを目的とし調査を行った。

方 法

東京都(23区を除く)の保健所に勤務する保健婦のうち、保健婦歴4年未満でかつ今回の就職をする以前に職歴のない者7名全てを対象とした。

調査方法は半構成面接による。「今までかかわった事例で対応困難だったと思われる相談場面について話してください」という質問からスタートし、対象者に思いつくまま自由に話してもらった。

記録に用いたカセットテープとビデオをもとにインタビュー内容を文章化し、その中からkey wordsを抽出しどんな内容が語られたかについて分析した。

調査期間は1996年11月29日～12月11日である。

結果および考察

インタビューの中では15の事例が取り上げられた。事例とかかわるときの気持ちの迷いとして「予測できないことへの不安」「予想外の出来事に対する戸惑い」が見られた。

またうまく事例とかかわる接点が見いだされても「どこまで介入したらいいのかかわからない」「今のかかわりでいいのだろうか」という不安や迷いが常につきまっていた。

面接に必要な技術がどのように獲得されていくのかについては「経験」ということがあげられた。経験とは何であるのかははっきりと定義されないものの、経験から得るものがあることは確認された。

日常保健婦活動の中でよく使われる“受けとめ”や“かかわり”の持つ意味が新人保健婦と経験ある保健婦の間ではかなりのギャップがあることがわかった。“受けとめ”が必ずしも事実としてありのままを受容することではなく、しかたなく容認することにも使われていた。“かかわり”の根底には、事例に働きかけようとする積極的なアプローチではなく、保健婦として何とかしなくてはいけないという義務感が見られた。事例のことを客観的にみて対象化することができず、自分自身の気持ちに大きく左右される部分があった。

事例との関係以外のところでも、新人保健婦の不安や迷いといった気持ちが多く語られていた。社会人として仕事をするという緊張感の中で“相談を受ける”という日常の業務がある。「うまくできない」ことで自信をなくし、「この仕事を続けていいのだろうか」という葛藤が生じていた。このことが、新人保健婦自身のアイデンティティの確立やself-esteemが高められないことの要因にもなっていた。

現任教育の中では、新人保健婦の様々な迷いを念頭に置いてサポートしていくこと、スーパーバイズを受けるシステムやメンターの存在していることの検討が重要である。

〈教育報告〉

測定指標を用いた保健活動の発展過程の測定と推進要因の検討 —東松山保健所の事例をととして—

看護コース 脇坂 美和子

The measurement of developing process in public health activities and their promoting factors

I. 目的

保健活動の発展過程の測定指標を用いて測定し、その発展過程が推進した要因を、保健所の関わりの視点で分析・検討を行う。

II. 方法

1, 保健活動の展開を、1) 生活技術の向上・強化 2) 公共政策づくり 3) 事業評価 の3つの視点に分け、さらに2項目ずつの細項目化して5段階の指標を作成した。

2, 東松山保健所と川島町の取り組みの経過を既存の資料と職員の聞き取りにより把握し、作成した指標にあてはめ発展過程を測定した。

3, 発展過程を分析し、発展に寄与した要因について検討した。

III. 結果及び考察

1. 保健活動の発展指標

今回、ヘルスプロモーションのための5つの活動方法と、健康教育と政策・法規・組織の両者を土台として位置づけ重視するヘルスプロモーションの推進の上で、GREENらのプリシード/プロシードモデルの考え方をもとに指標を作成した。ここでは、生活技術の向上・強化の指標のみを記載する。

自己管理能力の向上とは、健康は、well-Beingであることを前提とした上で自分のライフスタイルや環境をコントロールし自分のための選択ができるとした。

- 1段階：自分の健康に全く関心がない。
- 2段階：健康に関して関心はあるが、自分の健康目標がなく、何をしてもよいかわからない。
- 3段階：健康行動そのものが、健康目標になっている。健康を高めるための、必要な選択ができない。
- 4段階：自分の健康目標を持ち方法もわかっているが、行動しない。
- 5段階：自分で自分の健康目標を設定し、その目標を認識

した上で、行動がとれる。

社会的行動とは、地域で実現したい健康目標に向かい、健康に関する知識・技術・を個人レベルから社会レベルにまで、発展させることができると定義した。

- 1段階：健康に関する知識・技術を得ることが受動的である。
- 2段階：健康に関する方策について、行政などの他者に対して、一方的に期待や要望をしている。
- 3段階：地域で実現したい健康目標に向かい、自分の役割は認識できているが行動はとれていない。
- 4段階：地域で実現したい健康目標に向かい自分の役割を認識した上で、保健関連分野に対して行動することができる。
- 5段階：地域で実現したい健康目標に向かい自分の役割を認識した上で、全ての分野に対して行動することができる。

この指標は、普遍化への限界があると思われる。しかし、この指標を基に地域に応じた尺度を改変していくことで、指標を作成した目的は、ある程度達成されるものと考えられる。

2. 保健活動の発展度の測定

川島町での保健活動の展開過程を、3つの時期に分けて検討し、指標をもとに各時期の活動を判定した結果、時間の経過とともに保健活動が進展していた。

3. 保健活動の推進要因の検討

保健活動の推進要因は、組織としての取り組みと構成員としての取り組みに分類できた。組織としての取り組みは、①保健所としての役割認識 ②職場内での活動の取り組みへの共有 ③保健所業務として位置づけられた活動 ④予測に基づいた活動の企画 ⑤町の主体性への支援であった。

また、構成員としての取り組みは、①上司のリーダーシップ ②保健婦の自分たちの活動への問題意識 ③スーパーバイザーとのつながりであった。特にスーパーバイザーとのつながりは、専門的機能を持つ保健所が、市町村支援を行っていくという、まさにこれから保健所に求められている役割と考えられた。

指導教官：鳩野 洋子（公衆衛生看護学部）

〈教育報告〉

在宅療養者の自立した生活を支援するためのアセスメント方法の検討

看護コース 三井文子

A study on the assessment concerned with self-aid for patients under home care

目 的

在宅療養者の訪問指導に際しては、保健婦は身体的機能に障害があっても本人が家庭や地域社会で自立した生活を送れることを目的として支援している。しかし、対象者の自立した生活に関する保健婦の行うアセスメントとは具体的にどのようなものであるのか、また、十分なアセスメントが行われているのかは明らかではない。そこで、本研究は①自立した生活を支援するためにアセスメントすべき項目の抽出、②保健婦の訪問指導時におけるアセスメントの現状把握、③具体的なアセスメント方法の検討を目的とした。

方 法

1. 「在宅療養者が家庭・地域社会で個人として自立した生活ができない」状態を結果として設定し、その原因を追究して「系統図」を作成し、在宅療養者の自立した生活に関するアセスメント項目を検討した。
2. 山梨県内8保健所で使用している訪問記録様式を収集し、アセスメント項目と記録様式の現状を把握した。
3. 1で抽出したアセスメント項目を用いて8保健所保健婦(47名)を対象にアセスメントの現状を自記式質問紙調査により実態把握した。
4. 3の対象者のうち6名から、アセスメント結果の記録の実状に関して、面接聞き取り法により把握した。
5. 以上の結果から、在宅療養者の自立した生活に関するアセスメント方法を具体的に検討した。

結 果

1. 「系統図」より自立した生活に関するアセスメント項目として10項目と58の視点が得られた。10項目は、①本人がどう生きたいか決めていない、②本人が自分の生活についての考えや希望を家族や周囲の人に伝え、納得してもらっ

ていない、③本人が自分の意志に沿って日常生活ができていない、④本人が自分の存在する意義を感じていない、⑤本人が日常生活に必要な程度の健康が保てていない、⑥生活しやすく安全な住居でない、⑦本人の病状悪化時にも在宅療養を継続できる体制が組まれていない、⑧経済的な不安がある、⑨本人が周囲の人とつながっている安心感がない、⑩家族が本人の自立した生活を支援する体制にないで、この状況が存在するかどうかを確認することで、自立した生活者という視点でのアセスメント項目として用いることができると考えた。

2. 保健所で使用している訪問記録の現状は、結核、難病、痴呆性老人、精神障害者の4種類の訪問記録様式のアセスメント項目を整理した結果、精神的自立としては難病のみ記載項目があった。全様式とも初回訪問時のみ書ける様式で、継続訪問時の記録様式は保健婦個人の判断に任されていた。

3. 抽出した自立した生活を支援するためのアセスメント10項目による保健婦のアセスメントの現状は、ほぼ全員が行った経験があると回答していた。自立した生活に関するアセスメントの必要性についての同意は得られていた。しかし、保健婦経験年数別に視点でみたり、対象種別にみると、アセスメント経験に個人差があった。また、アセスメント結果をいつも記録に残していた者は、1/3であった。

4. 以上から、在宅療養者の自立した生活に関するアセスメント方法として、保健婦全員が対象者の自立した生活に関して同レベルのアセスメントができる様式として、次の3様式を試作した。

様式1 チェックリスト (問題の存在を明らかにする)

様式2 「系統図」 (解決すべき原因を追究するための下敷きとする)

様式3 アセスメント票 (支援の経過を追って効果を確認する)

指導教官：植田悠紀子 (公衆衛生看護学部)

〈教育報告〉

難病訪問診療事業の効果と保健婦の役割に関する研究 —新潟県の6保健所への調査から—

看護コース 山田 洋子

A study on the effect of the visiting medical treatment project on incurable patients and the role of public health nurse

I. 研究目的

新潟県では、平成元年度より難病患者の支援に取り組み、平成7年度からは難病訪問診療事業（以下訪問診療事業）を開始した。

訪問診療事業は単に個人への援助にとどまらず、ケアチーム内に及ぼす効果や地域の在宅支援体制への広がりがあると考えられる。

そこで、新潟県で平成7年度から訪問診療事業を開始した6保健所における現時点での訪問診療事業の効果を患者・家族、ケアチーム内、地域の三つの側面から明らかにするとともに保健婦の役割を明らかにすることを目的とした。

II. 調査対象及び方法

患者、家族への効果は平成7年度に訪問診療事業を受けた患者25人に対し、訪問担当保健婦が聞き取り調査と訪問記録により調査票を記入した。ケアチーム内及び地域への効果は訪問診療事業を平成7年度より開始した6保健所の事業担当保健婦に対し、郵送法による自記式アンケートを行った。また、事業担当保健婦に対して訪問診療事業実施状況の聞き取り調査を実施した。

III. 結果及び考察

調査対象者25人中24人の回答を得た。

疾患では脊髄小脳変性症が半数以上を占め、日常生活で何らかの介助を要するものは22人、そのうち全面介助は6人であった。受療状況では専門医受診、開業医受診はそれぞれ13人であり、両方の受診は3人であった。

以下、調査対象者のうち調査時点で死亡7人、入院2人を除く15人について述べる。

訪問診療の実施回数は、一人当たり平均1.8回、平均滞在時間は61.7分であった。

1) 患者、家族への効果では、医療面の効果はもちろん、医療面以外でも「安心」や「専門的な相談ができる」機会となり、リハビリ指導など具体的指導が受けられると同時に、サービスの導入など福祉面への広がりがあり、特に重度要介護者ほど多く導入されていた。

訪問診療の対象とした1番目の理由では、「受療困難」によるものが6割以上を占めており、複数回答では「受療困

難」の他に「療養上の指導」や「リハビリ指導」が上位にあげられていた。また、援助内容では、初回においては「病状に応じた診療」13人(86.7%)、2回目では「療養上の指導」が最も多く援助されていた。主たる診療班メンバーは、専門医、保健所・市町村保健婦、理学療法士、医療相談員、ホームヘルパーなどであり、訪問目的に応じたメンバーが訪問していた。

これらのことより、患者、家族の訪問診療の効果は対象の選定、診療班メンバー構成と援助内容、訪問回数、患者の状態と介護状況と関連していると考えられる。また、死亡等の転帰からも、緊急時の対応を含めた病診連携が必要と考える。

2) ケアチームにおける効果では、チームで支援することで「援助目的の共有」「ケアプランの共有化」「役割分担の明確化」を行うようになった。一方「ケアプランの立案」や「支援評価の共有化」は今後の課題とする保健所が多く、すぐに変化に結びつくのは難しいと考えられた。しかし、これまでのチーム支援の取り組みによりすでにこれらを実施している保健所もあることがわかった。なお、ほとんどの保健婦がケアプランの立案や評価は今後実際関わっているメンバーにより行っていくことが望ましいと考えていることがわかった。

3) 地域への効果では課題に働きかけたものとして「緊急時の体制整備」「訪問看護開始」「ボランティア活動」が多かった。特に「緊急時の体制整備」はほとんどの保健所が働きかけており、死亡、入院などの転帰や、病診連携が不十分なこと、専門医受診が地理的に困難なことからも各保健所に共通する緊急課題であったためと考えられる。また、保健所による差は、これまでの難病事業の取り組みや地域の状況に関連すると考えられる。

以上のことから保健婦は、適切な対象を選定するため情報収集を行うとともに本人と診療班との調整、訪問診療のあり方について提案していくことが大切である。また、ケアプランの立案や評価のための会議等の企画を行い、それぞれの機能が十分発揮できるように調整を行う役割があると考えられる。さらに、訪問診療事業を通して常に「個別ケア」と「地域への働きかけ」を考え、地域の難病支援関係者と共に地域の在宅支援体制の充実のために働きかけていく役割があると考えられる。

指導教官：丸山美知子（公衆衛生看護学部）

〈教育報告〉

在宅難病患者の精神的充足に関する研究 ～患者の主観的 QOL と社会的支援の側面から～

看護コース 水上みどり

A study on mental satisfaction of intractable disease patient's under home care —An analysis based on subjective Q.O.L. and social support—

目 的

難病は、長期に渡る療養生活が必要となり患者の精神的苦痛が大きいと言われている。富山県高岡保健所では昭和57年から、難病患者の集いの場として療養相談会を開催している。今回、相談会の対象疾患患者の精神的ニーズに焦点を当て、患者の主観的 QOL と社会的支援の側面から患者の精神的充足の現状を明らかにし、精神的充足を満たす支援について検討した。

方 法

1. 患者の主観的 QOL, 社会的支援の概念の定義

今回、精神的充足を「自分が自分の求める状態であり、その状態に満足、充実、安寧していること」と定義した。調査項目には「受容」「満足」「志気」を構成要素とする、星野らの開発した「神経難病患者の quality of life 評価尺度」が今回の精神的充足の概念を満たすと考えて用いた。

社会的支援は、機能的側面を House の定義に基づき、「情緒的支援」「手段的支援」「情動的支援」「評価的支援」の4区分についてその有無を明らかにした。構造的側面は、家庭内役割の有無、地域組織への参加状況、保健・医療・福祉のサービス利用状況を患者の認知により調査した。

2. 実態調査の実施

調査対象者及び方法：富山県高岡市内で在宅療養中の難病患者134名を対象に、調査の了承を得た上で調査票を配布、自己記入方式を原則として郵送法にて回収。有効回答数はパーキンソン病患者42名、脊髄小脳変性症患者13名、全身性エリテマトーデス患者55名の計110名(82.1%)であった。

結果及び考察

1. 患者の精神的充足の実態

3 疾患患者とも自身の存在価値や交友関係等の「志気」で充足している一方、疾患や障害の受容、疾病や障害から派生する不安等「受容」「満足」の項目の充足が低かった。

2. 社会的支援の機能的側面の実態

パーキンソン病患者では手段的支援を得ている者が多かった。脊髄小脳変性症患者では、評価的支援が少なく、全身性エリテマトーデス患者では情動的支援を得ている者が少なかった。

3. 主観的 QOL と社会的支援の関連

機能的側面の支援を多く得ていた者の方が支援が少ない者より有意に主観的 QOL が高い結果であった。患者の社会的支援の機能的側面を満たすことが、志気や満足を高める要因になっていると示唆された。脊髄小脳変性症患者の情動的支援と疾病から派生する不安で強い負の関連を認められた。情動的支援を得る者は、今より自分らしい生活を望むために情報を得ている。反面、本疾患の病気の重さや遺伝的要素により、情報を得たことがかえって不安を高めると思われた。患者が疾患の情報をどう捉えたかアセスメントして支援することが重要である。また、家庭内役割を持つ者の方が、持たない者より主観的 QOL 得点が高かった。家庭内で役割を持つことは、役割を遂行することにより患者自身が満足し、精神的充足の要因になると思われた。

4. 難病患者の精神的充足への支援

以上の結果から、在宅難病患者の精神的充足への支援は、①患者自身が自分の存在価値を高める等志気を高める支援を行うこと。②疾患の受容がなされていない患者には、自己実現過程を支援すること。③患者の社会的支援の構造的側面を整備し、更にその機能的側面を充実させていくことが重要と示唆された。今後は、本調査の結果を個々にアセスメントし、一人ひとりに必要なケアを見極めることが重要である。

指導教官：斉藤泰子（公衆衛生看護学部）

〈教育報告〉

成人病健診の事後指導の受けとめに関連する要因の検討

看護コース 赤尾典子

Factors affecting the perception of health counseling for adult diseases

I. 目的

成人病健診後の保健指導を受ける受診者の健康に対する考えや健康行動意識、話しを聞き入れる姿勢や健診への期待などの本人側の要因が指導の理解や実行意欲などの受けとめに関連するかについて検討することにより、今後の保健指導における受診者へのアプローチの方向づけとなることを目的とした。

II. 調査の対象と方法

調査期間：平成8年8月26日～8月30日

調査対象者：岐阜県立健康管理院を受診し、健診結果で要精密検査と判定された者を除く保健婦による事後指導予定者

調査方法及び内容：1) 指導前調査により受診者の要因を把握(受診理由、現在の健康状態、健康に対する考え・関心、身体の不安心・相談事の有無など) 2) 指導後調査により受診者の主観的受けとめの把握(指導の印象・理解・納得の程度、実行の必要性・意欲・実行可能性の程度) 3) 受けた指導内容とそれぞれの保健婦が行った指導内容との的中度を評定し、客観的な受けとめとし、受診者の要因と主観的、客観的な受けとめとの関連について検討 4) 指導の程度や指導者の違いによる指導者側の要因と主観的、客観的な受けとめとの関連について検討

解析方法：統計パッケージ SPSS を用い、 χ^2 検定、Wilcoxon の順位和検定と質問項目との相関関係をみるため、 Kendall の順位相関係数(τ)を用い、検討した。

III. 結果及び考察

1 調査票回収状況

対象者104人中、回答者94人(回収率90.4%)であった。

2 解析結果

(1) 指導者側の要因と受診者側の要因について
指導者の違いや指導の程度により、主観的、客観的な受けとめに有意な差はみられなかった。一方、受診者側の要因として考えられる幾つかの項目と受診者の受けとめに有意な相関がみられ、指導の受けとめに関して、指導者側の要因以上に受診者側の要因が影響していると考えられた。

(2) 受診者側の要因との関連

1) 全体からみた要因との関連

受診者の要因として、普段から健康情報への関心を持つこと、今後の健康行動の必要性を強く感じていることが指導の主観的受けとめを高めていた。

2) 性別による受診者側の要因との関連

性別により受診者側の要因に違いがみられ、男では意見を取り入れやすいこと、普段から健康情報への関心を持ち、取り入れることが、また女では、現在の健康に不安がや気になること相談したいことがあることが指導の主観的な受けとめを高めていた。

3) 受けとめの間の関連について

客観的な受けとめである的中度と主観的な受けとめの相関はみられず、本研究により両者の質の違いが明らかになった。

4) 主観的な受けとめ相互間では、特に「指導の理解」「指導の納得」、「実行の必要性」「実行の意欲」間で強い相関がみられた。「実行の必要性」と「実行の可能性」は有意な相関はみられず、受診者自身も必要性と可能性を区別してとらえていると考えられた。また、性別により「指導の印象」のとらえ方が異なり、女では理解や納得に結びつき、男では実行にも結びついていることが明らかになった。

〈教育報告〉

発達障害児療育教室の評価

看護コース 小嶋由美

Evaluation of group training program for children with developmental delay in Hamana Health Center

I はじめに

現在、保健事業における評価の重要性がいわれているが、その手法は明確に示されていない。保健所の活動においても、保健事業評価をどの様に示していくかは課題として残されている。

そこで、本演習のテーマとして保健事業の評価を試みることにし、自らの職場経験の中でその事業評価の必要性和困難さを感じていた事業である発達障害児療育教室(以下“療育教室”とする)を対象として取り上げた。

多面性、多様性のある評価視点の中で、本演習の中で実施したのは、療育教室の効果の判定という評価の一側面である。

II 調査方法及び調査対象者

療育教室は、参加している児の発達とその保護者(主に母親)の育児姿勢になんらかの変化を及ぼしていると仮定し、効果判定の指標として、療育教室の目的である母親の育児姿勢の変化と児の状態変化の2点を取りあげた。

この効果判定を行う調査モデルとして、次のような3つのモデルを設定した。

- 1 療育教室参加後の母親にアンケートを行い、母親の主観から療育教室の効果を検討する。
- 2 同一群での療育教室参加前と参加後の比較として、参加0～2回までの時点と7回以上の教室参加後とで児の心身発達状態を、遠城寺式乳幼児分析的発達検査(以下“遠城寺式発達検査”とする)で比較する。
- 3 異なる群での療育教室参加前と参加後の比較として、母親の育児姿勢について行動観察票を作成し、教室スタッ

フによる判断の結果を両群間で比較する。

III 結果及び考察

1 参加者による教室効果の評価

母親の目をとおして児の変化を測った調査からは、療育教室に参加している児がよい変化をしていると判断した母親の割合が高いと考えられた。また、母親の育児姿勢に対する自己評価は、療育教室の参加前と比較してよくなっているといえる。

2 同一児の療育教室参加前と参加後の心身発達状態の比較

遠城寺式発達検査で月齢での発達値では伸びが認められたが、健常児に追いつくような伸びではなかった。しかし、発達検査の各項目間での発達のばらつきは改善していた。この結果より、健常児レベルまでの発達の伸びといかないまでも、児の発達の伸び方に改善がみられたと仮説をたてることができた。

3 異なる群での療育教室参加前と参加後の比較

測定指標のすべての項目で参加群が未参加群の点数を上回っていた。測定指標の全項目で参加群がよい点数を示していたことを考慮すると、教室参加により母親の育児姿勢により変化が起こった、療育教室の効果があったとみなしてよいのではないと思われる。

IV 結 論

療育教室は母親の育児において望ましい行動を支持し、より強化させる役割を果たしていると考えられ、保健所の療育教室が母親支援の役割を果たしていることを裏付ける結果であったといえる。

〈教育報告〉

在宅療養者の住宅改善に対する保健婦の視点 —継続的支援者としての役割をととして—

看護コース 渡 邊 ま り

Viewpoints of public health nurse in house adaptation for incurable disease patients under home care.

—The role of caremanagers supporting continuously—

I. はじめに

住環境のアセスメントをしようとする時、一般にですりの有無や照明などの住環境だけを把握するマニュアルやチェックリストが求められがちである。しかし、ケースの歴史的背景（ライフヒストリー）や価値観から培われた住環境をそのようなチェックリストで判断することは、ケースが生活者であり個別性を持つという面を置き去りにする可能性があると考え、つまり、ケースの疾患・身体状況・ADL・介護者の状況などの一般情報の把握と同時に、時間的要素、空間的要素と関連させて生活状況や生活に対する価値観を把握することからケースの全体像をとらえ、ケースの求める療養生活のあり方（以下、到達像）をいかに見るかが重要である。

そこで、在宅ケアの支援に関して生活の到達像を設定した上で、到達像を可能にする条件の一つに住宅改善を位置づけ保健婦の役割を検討した。

II. 対 象

愛知県津島保健所管内の神経難病患者のうち調査者がこれまでの支援の中で住環境の検討が必要と考え、さらに調査に同意が得られたケース6名。

III. 結果および考察

1. 調査前と調査後の視点の比較

(調査前)

本人の疾病、身体状況、ADL、介護者の状況、などを主な全体像把握の情報とし、過去・現在の生活や将来の見通しを把握していても、到達像まで描いていなかった。援助目標は、難病で機能低下の一途をたどるという予測から、現状維持あるいはADLの自立が独立的に目標とされていた。住宅改善では、動線とADLがつながっておらず、障害

物や段差に関する検討は、大まかであった。
(調査後)

一般情報に加え時間的要素と空間的要素から、1日あるいは1週間の行動や動線をADLと関連づけている。また、過去・現在・未来の生活に関する項目から、現在までの生活の変化や将来の見通しをケースがどう捉えているかを把握できた。

このように全体像を捉えたため、ケースの生活に対する価値観をできるだけ損なわないように、ほとんどのケースに対して到達像を描くことができた。また、到達像を描いたことで、援助目標を到達像に近づけるための関係者間の連携による具体的な支援として位置づけることができた。住宅改善では必要と考えた箇所は調査前より増加し、プランの範囲も広がり、動線の工夫も考えている。また、福祉用具の可能性も検討しているが、住宅改善の動機づけの阻害要因を考慮しているため、プランは現実的に可能なものになっている。

2. 改善プランについての専門家との意見交換

調査者と専門家の住宅改善の目的は、到達像に近づけるための支援の一手段として共有化された。

住宅改善プランでは、専門家は福祉用具の情報や知識、豊富な経験から調査者の考えたプランをさらに具体的にし、ほぼ現実的なプランとして提示している。これは住宅改善の目的の共有と同時に、住宅改善の動機づけの阻害要因やケースの総合的状態などを情報提供したことで、ケースにとってより現実的なプランとなったと考える。

しかし、支援の実行にあたっては今回立てたプランを実際にケースが受け入れ使いこなせるかが課題である。そのためには、継続的支援者である保健婦が十分な情報と知識を持ち合わせてケースにプランを提示し、住宅改善の動機づけをしていくことが重要である。

指導教官：鈴木 晃（建築衛生学部）

〈教育報告〉

在宅ケアにおける住生活問題の発見と改善の動機づけに関する研究 ——ホームヘルパーとの実態調査活動を通して——

看護コース 上 住 津 恵

Study on identification housing problems of the elderly under home care and motivating house adaptation for them ——Results of housing survey working with home helper——

I はじめに

高齢者や障害者が在宅において住み続けるためには、保健・福祉職が住環境を的確に評価し、住生活問題のニーズを発見して、動機づけを与えることから始まる。三重県伊勢市において、三重大学工学部建築学科中研究室と共同で「高齢者の生活と住宅の状況に関する調査（以下、実態調査）」をホームヘルパーと同行訪問して実施する機会を得たので、その活動を通して住宅改善支援におけるホームヘルパーの役割について検討する。

II 目 的

- 1 ホームヘルパー（21名）が現在担当している高齢者の住生活問題について、現在どの程度把握し、何が課題なのかを明らかにする。
- 2 ホームヘルパーの住環境への視点形成を確立するために、住宅改善研修会及び実態調査を実施し、ホームヘルパーの住生活問題の発見と改善の動機づけについて実態調査実施前と比較して検討する。

III 方 法

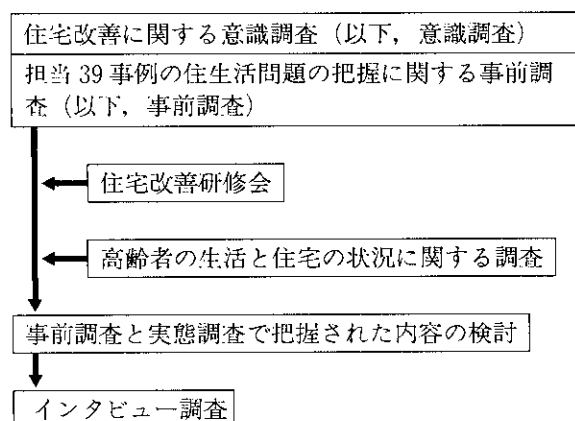


図1 活動のプロセス

IV 結果及び考察

1 住生活問題の発見

意識調査では、住宅改善の必要性の把握方法として「日常生活の観察」と答えた者が多く、「本人や家族の訴え」によるものは少なかった。

39事例について、事前調査でホームヘルパーが把握していた問題と実態調査結果から考えられる問題とを比較したところ、事前調査で把握していた問題以外に、実態調査で34例に新しく問題が見つかった。このように、実態調査で新しい住生活問題が多く見つかった理由は、今回の実態調査が住宅だけを見るのではなく、当事者の生活の中で関連づけて総合的に見ており、見方に広がりがあったからだと考える。

一方、事前調査で把握されていた問題が、実態調査では見つけれなかったものが16例あった。また、実態調査時にシミュレーションで可能であった動作も日常的には困難かもしれないと思われる事例もあった。このことは、1回限りの調査では解らないことを示しており、継続支援者であるホームヘルパーが日常支援の中で、住生活問題を発見することが重要であることが示唆された。

2 住宅改善の動機づけ

住宅改善の問題点としては「本人や家族への動機づけが難しい」と答えた者が多かった。また、改善の阻害要因の多くは動機づけの問題が含まれていると思われ、ホームヘルパーが住生活問題を発見しても、それからの当事者への動機づけが難しく困っていることが明らかになった。そこで、住宅改善の動機づけにつなげるための課題と対応策を事例の中から検討し、以下の4点に整理した。

- ①改善のタイミング
- ②経済的な支援
- ③住宅改善に関する技術と情報の獲得
- ④シミュレーションの手段

指導教官：鈴木 晃（建築衛生学部）

〈教育報告〉

アトピー性皮膚炎児の母子関係と集団適応について

看護コース 高橋 由起子

A study on the psychological relationship between mother and child of atopic dermatitis children and their group adaptation

目 的

アトピー性皮膚炎(以下AD)は、外見で同情を引く反面興味の対象にもなる。また情報が氾濫する割には決定的な対処法に欠ける。そのためADがある限り、親は不安を抱く。さらに、従来母親の育児姿勢が子供の成長発達に影響すると言われているが、ADの有無は母子関係にどのような影響があるのか。今回、AD児を持つ母親の心理面に着目し、その不安や子供に与える影響をあきらかにすることで今後の支援の方向性を検討することを目的とする研究を行った。

方 法

1) 対象

奈良県奈良保健所における平成4年度～7年度のアトピー教室及びアトピー交流会(教室終了者及びそれに準ずる者の会)に参加したAD児を持つ母親。

2) 方法

自記式質問紙調査票で郵送法にて実施した。調査期間は平成8年12月20日～12月28日である。

結果及び考察

1) 調査票回収状況

84名中37名分を回収(回収率44.0%)、うち有効回答数33名(39.2%)であった。

2) 母子関係

母親の性格から受ける影響として、母親が明るければ子供の性格も明るいというプラス面の関連はあった。しかし、母親側からのマイナス面の影響は、母親が怒りっぽくなったことで子供の気が小さくなったということだけであった。また、「遺伝だから仕方がない」という受け止め方と母

親が不安を持っているということの間には関連があった。このことから、母親自身の心の葛藤が推測される。さらに、ADに対する母子の不安や子供の質問は、症状や治療のことに集中しており、いやおうなく目に付くところに症状がでるからこそ起こってくる反応ではないかと考える。

3) 集団適応

今回のアンケート結果では、集団生活をしている児を持つ母親のほとんどが学校側の理解は得られているとしている。これは単に学校側が管理体制として良き理解を示しているのか、母親の強い要請によるものなのか定かではない。しかし、こうした学校側の理解は、アレルギーを持つ子供達の集団適応をスムーズにするために必要不可欠である。また集団適応に対する母親の不安は、集団生活をした方が症状なども軽快したという意見もあり、プラス面につながる傾向を示唆していると言える。

4) 治療状況

今回の対象者は約半数が治療を要していなかったり、必要なきにのみ受診するといった状況であった。これは病歴も比較的長く、治療しやすい就学前の年齢層の子供が多いことも影響していると考えられる。しかし、治療を続けている親の中には不安や不満もあり、我々専門職は治療の必要性についての指導を怠ってはならない。さらに、母親が世の中にあふれている情報に惑わされず、信念を持って子供に関わるような役割も忘れてはならない。

ま と め

以上の結果から、今後の活動においては単にADについての正しい知識の普及だけでなく、本人をはじめ母親や家族の持つ精神的な苦悩などにも目を向けた関わりと、さらに集団だけの対応でなく、母親が育児に自信を持てるような個別支援も併せて行っていくことが必要と考える。

〈教育報告〉

津山保健所における療育事業の効果の評価について

看護コース 磯濱 亜矢子

Evaluation of training program for children with developmental delay in Tsuyama Health Center

目 的

近年、“保健活動の評価”の重要性が強く叫ばれているが、一口に「評価」といっても多様な側面を持っている。したがって、活動の何を分析するのかを明確にしなければ、真の「評価」を行うことはできないと考えられる。保健所で行われている母子の療育事業は、対象の個別性が大きいいため、事業としての効果を客観的に評価し、示すことが難しかった。そこで今回は、療育事業の中の要観察児指導教室（発達教室）をとりあげ、その効果の客観的評価についての調査を試みた。

方 法

1. 事業効果の客観的評価方法

1) 今回の評価方法の概略

- (1) モデル1：教室に参加した母親20名に対して、教室の効果に関するアンケート調査を実施した。
- (2) モデル2：教室の前後で、遠城寺式乳幼児分析的発達検査法の結果により児の状態の比較を行った。
- (3) モデル3：対象を教室参加前群、教室参加後群に分け、発達教室スタッフが個別に対象児ごとの判定を行い、その結果について2群の比較を行った。

結果及び考察

1. モデル1

対象者20名の内回収数13名（回収率65%）であり、全て有効回答であった。発達教室によって、母親が最も好転したと感じている項目は、母親自身の変化で、次いで養育環

境の変化、児の変化という結果であった。発達教室が児への直接的な働きかけというより、家族を含む養育環境を整えることをねらいとして実施していることに合致していると言える。

2. モデル2

対象者7名の内、6名について結果を得た。発達教室の参加前と参加後の発達に相当する月数の変化を見てみると、一部を除いてほとんどの児に伸びが見られた。発達教室前後で発達指数（DQ）を比較してみると、全てのケースのほとんどの項目についてDQが下がっていた。この結果から、児の成長発達を測る指標として「遠城寺式乳幼児分析的発達検査法」が妥当かどうか疑問がもたれた。したがって、発達に遅れのある児や障害を持つ児に対しては、このような児に適した発達評価の指標が求められる。

3. モデル3

項目全てにおいて、教室参加後群の方が状態が良いと教室スタッフは判断していた。特に、社会資源の理解と活用に関する項目の2群の差が大きく、教室のねらいに即した効果が現れたと考えられる。また、今回、初めて評価のための客観的指標の作成を試みたが、指標の項目については、信頼性、妥当性の検討や評価しやすい表現上の工夫などが今後の課題である。

結 論

今回、岡山県津山保健所で実施している療育事業の効果の評価を行い、要観察児指導教室（発達教室）の効果がある程度確認できた。また、今回作成を試みた指標については、信頼性、妥当性の検討等が今後の課題である。

指導教官：西田茂樹（保健統計人口学部）

〈教育報告〉

小児慢性特定疾患児の現状およびニーズに関する研究

看護コース 渡辺 かおり

A study on the social support and health needs of children with chronic disease

I 目 的

小児の慢性疾患は、その治療・療養が長期にわたることにより、患児の身体的・精神的・社会的な発育・発達に及ぼす影響が大きいと言われている。また、母親を中心とした家族の負担は、核家族化や社会状況の変化にともない増大しており、心身に障害をもつ児および慢性疾患児にとって、その家族を含めた生活の質(QOL)の向上が極めて重要な課題となってきた。

そこで、慢性疾患児の日常生活状況と家族の悩み(医療、養育、学校生活)等との関連を明らかにし、支援体制について検討するために調査を実施した。

II 調査対象者および方法

1. 調査対象者

広島県海田保健所管内の平成7年7月末現在の小児慢性特定疾患治療研究事業受給者313人のうち、平成8年11月末現在で平成8年度も継続して治療研究事業を受給している慢性腎疾患89人、慢性心疾患91人、内分泌疾患40人、計220人に調査を実施した。

2. 調査方法および調査内容

無記名にて保護者が記入する質問紙調査票を郵送法により実施した。調査期間は、平成8年12月17日～平成9年1月17日であり、回収期限後に催促状をハガキにて1回送付した。調査内容は、医療、養育、学校生活の悩みや保健福祉サービスの情報源及び希望する情報等であった。解析方法は、回収期限内分と催促分の間で各項目を、比率の差の検定にて比較した。日常生活状況と家族の悩みとの関連をみるために各疾患ごとに、 χ^2 検定を行った。

III 結果および考察

1. 解析対象者

期限内106通、催促後58通が回収され総数158人(回収率71.8%)で、疾患別では慢性腎疾患63人(70.8%)、心疾患64人(70.3%)、内分泌疾患31人(77.5%)であった。

2. 小児慢性特定疾患児及び家族の現状について

治療状況は、通院が65%以上であり、治療研究事業の受給者は、在宅療養者に多いことが明らかになった。

小児慢性特定疾患児の保護者の負担は、3疾患に共通して「母親の負担なし」が、半数程度であり、比較的「負担あり」の人が少なかった。これは、慢性疾患の特徴として長期に療養するため、母親の悩みやニーズが潜在化しやすいのではないと思われる。また学校関係者に理解されていると感じている人は3割程度であり、いじめや友達関係の悩みも10%前後の人に認められた。

疾患別特徴として慢性腎疾患は、学童期に発病する人が多く、学校等の健診で病気がわかった人が多い傾向にあった。病気の診断や予後の不安が多く、母親の欲しい情報としては、薬の副作用や栄養面、子どもの進学についての情報を望んでいた。慢性心疾患の特徴として、先天性の疾患が多く、緊急時の対応や子どもの発達の不安が多かった。手術の時期による次児の出産時期の悩みもあった。欲しい情報としては、子どものしつけや心の問題、歯科保健等であり、出生時期から家族ケアも含めた、支援を継続していく必要がある。育成医療の申請時に状況把握し、手術の前後に家族や患児の不安を軽減するなどの支援も考えられる。内分泌疾患では、6歳以降に発病している人が50.0%であった。学童期、思春期に治療が重なるためか、欲しい情報として子どものこころの問題が多く、患児の心理的支援が必要であると考えられる。また、薬の副作用や子どもの発達の不安が他の疾患に比べ多かった。

IV ま と め

1) 家族の負担は慢性的な病気のためか、潜在化しやすく、発達段階や病気の治療状況を把握しながら、タイムリーな支援が必要である。

2) 子どもの養育や学校生活、医療など多様な問題を抱えているため、保健、医療、福祉、学校、地域住民を含めた総合的な支援体制をつくる必要がある。

指導教官：尾崎 米厚 (疫学部)

〈教育報告〉

農村部における育児に伴う母親の不安と社会的支援について

看護コース 岩本里織

Mothers selfconfidence on childrearing and social support in rural area

目 的

近年、都市化の進行などにより血縁・地縁ネットワークが縮小・希薄化し、地域や親族による子育て支援機能が低下し、母親の育児に伴う母親の不安が注目されている。このことは都市部においてより大きな問題として考えられているが、農村部においても同様であり、子育て支援の低下を感じる事例がしばしばみられる。そこで農村部における育児に伴う不安の実態とその要因、社会的支援の現状について調べ、今後の育児期における母親に対する支援を検討することを目的にした。

方 法

自記式質問紙調査表を郵送にて実施した。調査期間は平成8年12月6日～平成8年12月18日である。対象は愛媛県東宇和郡野村町、城川町に在住の平成5年4月～平成8年3月に出生した子供をもつ母親349人。

調査内容は牧野による育児不安尺度のうち8項目を採用し育児不安について把握し、また、社会的支援についてはHOUSEの定義に基づいて情緒、手段、情報、評価の4つの支援にわけた吉田による「育児期における社会的支援尺度」を使用した。

結果及び考察

回収数は244(69.9%)、有効回答数は233(66.8%)であった。

(1) 育児不安尺度から点数化し、高不安群、低不安群にわけ、両者を比較した。高不安群には母親の年齢が低いもの、義父母との育児の方針で悩むもの、義父母や夫の育児の協力が時々であったり、協力が得られてないものが有意に多

かった。夫や義父母の

育児への理解と協力が大切であることがわかった。(2) 社会的支援については得られている人を1点、いない人を0点の点数化し育児不安との関連を見ると、社会的支援得点が高いほど、育児不安点数が有意に低いという結果を得た。社会的支援の重要性が示唆された。

(3) 社会的支援について4つの支援毎に母親がどこから支援を受けていると感じているかをみた。情緒的支援については、夫、実母、友人の順に高位であり、手段的支援については、夫、実母、義母の順に高位であった。情報の支援については、友人、実母、同じ年の子を持つ母、マスメディアの順であった。評価的支援については、夫、実母、義母、友人の順に高かった。このことから、母親は夫を第一の支援者として認識し、育児不安との関連もあることから夫からの支援の重要性を確認した。義母との同居は多いものの、支援されていると感じているものは少なく、義母の支援は育児不安の解消に繋がっていない場合が多かった。

(4) 高不安群に近所に同じくらいの子供が多いと感じている人が多い傾向にあり、同じ年頃の子を持つ母親からの情報的な支援を受けると逆に育児不安が高いという結果だった。母親同士の交流が必ずしも育児不安を軽減することにはなっておらず、子供の比較や育児情報などによる不安の増強などが考えられた。公的、私的に関わらず母親同士のグループ活動への専門的な助言の必要性があった。

以上のことより母親は様々な社会的支援を受けているもののそれが母親の不安の軽減へと繋がっているとは限らず、従来から当然社会的支援を受けている環境にあるとして考えていた母親も、必ずしも精神的に満足した支援が受けられていたとは限らない。今後の充足した支援が必要である。

〈教育報告〉

青少年の薬物乱用防止に関する一考察 ——地域における取り組みの現状と今後の課題——

看護コース 前田 清美

A study on the prevention of drug abuse with youth ——Condition of activities in present and problems in the future in region——

目 的

近年、シンナー等の有機溶剤や覚醒剤の乱用が大きな社会問題となっており、様々な課題があげられている。だが、薬物乱用は、家族を巻き込み激しい行動化や犯罪を伴う病理現象をもたらす。これに対して、精神保健の枠組みばかりで対処することは不可能であり、各分野の協力関係が強くと求められる。

そこで今回、飯塚保健所管内および福岡県内の関係機関・施設が、現在どのような活動を行っているのかを把握し、今後それぞれの機関・施設の現状を認識したうえで、効果的な活動ができるための一資料となることを目的に調査を実施した。なお、今回の調査での薬物とは、シンナー・覚醒剤を対象とした。

対象および方法

対象：福岡県飯塚保健所および福岡県内の薬物乱用策に関する仕事を行っている機関および施設29ヶ所（警察関係4ヶ所、更正・保護関係5ヶ所、福祉関係3ヶ所、医療関係5ヶ所、保健・衛生関係4ヶ所、市町村の保健・衛生担当7ヶ所、その他1ヶ所、以下「行政等の機関および施設」と呼ぶ）の担当職員156人と、管内の中学校、高等学校等教育関係機関および施設34ヶ所（中学校16校、高等学校7校、教育行政関係11ヶ所以下「教育関係機関および施設」と呼ぶ）の担当職員126人の計282人を対象とした。

方法：担当職員への無記名自記式アンケート調査で、回収は主に、郵送による。

結果および考察

行政等の機関および施設は、156人中127人から回収（回収率81.4%）し、教育関係機関および施設は、126人中83人から回収（回収率65.9%）した。

1. 活動状況については、全体の3分の2以上の人を取り組んでいると答えた。仕事を上での根拠法令も多く、

薬物問題の背景の広さや複雑さを表わしているといえる。

2. 調査研究については、現場段階ではほとんど行われていなかった。
3. 教育および相談は、行政等の機関および施設の約半数の人達が行っていた。
4. 社会復帰のための支援は、機関および施設のもつ特性から、更正保護関係がほとんどであった。
5. 連携についても、ケースに関する連携が主であり、システムとしては、まだまだこれからの段階である。
6. 学校関係では、7割以上の人々が薬物問題を健康問題の一つとして扱っており、教育しているという結果がでた。
7. 乱用者・依存症者の社会復帰のための支援については、保健・医療・福祉関係職員の7割以上の人が必要であると感じている。今後、地域住民への啓発普及だけでなく、援助する側の体制づくりも始めないといけない時期にきていると考える。
8. 地域の実態によって、保健所の果たすべき役割課題は違うと思われるが、今回のような薬物問題に対してだけでも、かなりの専門的役割を果たすことが期待されていることがわかった。勉強会や相談体制の整備など可能なところから準備を進めていく必要がある。関係機関と連携をとりながら、社会資源の開拓、相談方法の確立などを行う一方で、保健所で対応する職員の技術面の向上も図っていく必要があると考える。

結 論

主観ではあるが、薬物問題に関して取り組んでいると答える人は全体の7割おり、8割以上が現状のままでは、薬物乱用は増加すると答え、今後関係機関がこの問題に取り組んでいく素地が認められた。これから私達にできる援助として、①健康教育 ②関係機関の連携 ③スタッフの充実 ④乱用者・依存症者の社会復帰のための支援、等を行っていくことで薬物乱用防止対策として有効ではないかという提言がなされた。

指導教官：佐藤龍三郎（国立社会保障・人口問題研究所）

〈教育報告〉

地域精神保健福祉における「支え手」に関する研究

看護コース 福田 邦子

A study on manpower supporting
the mentally handicapped in community.

目 的

地域の中で保健福祉に関心のある人たちが精神障害者に対して、どのような意識を持ち、またどのような問題を抱えているのか、その中で今後「支え手」になるためにはどのような条件が必要なのかを明らかにするために4つのグループを対象に調査を行った。また、精神障害者や家族を対象に「支え手」となる人がいるのかを調査し今後の保健所の精神保健活動を示唆するものにしたと考えた。

研究方法

調査地区は、長崎県佐々町とし、調査1では調査期間を1996年10月11日～10月31日とし、対象を民生委員・児童委員(以下「民生委員」と略す)、食生活改善推進員(以下「食改員」と略す)、健康づくり協力員、福祉協力員の259名とした。方法は調査票を郵送し、分析方法は統計ソフトSPSSを用いカイ二乗検定を行った。調査2では調査期間を1996年12月26日～1997年1月21日とし、対象を精神障害者9名と、同居している家族8名とした。方法は、精神障害者に対しては保健婦が説明を行いながら記入してもらい、家族に対しては調査票を郵送した。

結果及び考察

(1) 民生委員は精神保健分野で行政に近い立場で、役割をとおして住民が抱える諸問題の把握と問題解決のための援

助、必要時の関係機関への連絡などの活動を行っていた。一方、他の3グループは住民の中のボランティア意識の高いグループ群であり、日常生活の手助けがさりげない形で行われていた。

(2) 民生委員以外の3グループの中には今後精神障害者と関わりを持つという「支え手」となる人が存在していた。「支え手」の要因は①10年以上地域の役割をしている、②精神障害者に関する知識がある、③精神障害者のための組織や活動を知っている、④精神障害者に関する相談経験がある、⑤保健所に相談できる職員がいる、⑥作業所を必要としている人たちがいるとき、その人たちのために自ら活動しようという意志があるなどがあげられる。

(3) 精神障害者や家族は町や周りに対して普通の付き合い、精神障害者に対する理解、相談相手などを求めている。

(4) 町役場は町の住民にとって精神保健福祉に関しても身近で相談できる機関であることがわかった。

(5) 保健所として今後取り組むべき課題として精神障害者や家族、関係者や住民が抱えている問題の把握・整理と、相談窓口の明確化、精神障害者のための組織や活動に関するPRの強化、精神障害者についての研修会の開催などがあげられる。さらに、今回住民の中で「支え手」となっているというパワーを持った人がいたことも明らかとなった。保健所がコーディネーターになって町と協力しながら、「支え手」となる人の組織化をしていくことも課題といえる。

〈教育報告〉

民生委員の精神障害者に対する態度 —地域差の検討を中心として—

看護コース 後藤幸枝

Attitude toward the mental disabled among welfare commissioners (Minsei-iin)

目 的

「人々がともに住む」というノーマライゼーション理念のもとで、精神保健が取り組まれつつある。このような時代の変遷の中において、阿蘇保健所で、精神障害者の社会復帰を促進する諸活動が進行しにくい背景の1つに、地域の精神障害者を受け入れる態度にも問題があるのではと、日頃から感じていた。そこで今回、こうした実感に対して客観的な調査に基づき、精神障害者を受け入れる態度が地域で異なるのかを比較し、さらにその他の関連要因の検討を行った。

方 法

調査対象は、民生委員（地域に密着した福祉を推進する中心的役割の一翼を荷い、住民と行政を結ぶパイプ役と考える）で、「阿蘇保健所管内（12町村）」186人、精神保健活動が比較的活発な「人吉保健所管内（1市13町村）」242人と「八代保健所管内の八代市」177人とした。調査方法は、平成8年10月～12月中旬の各市町村の民生委員会において、調査票を用いた自己記入式で実施した。調査内容は、精神障害者に対する態度を測るため、岡上らが開発した「精神障害者に対する態度尺度」の30項目から予備調査に基づいて選択した11項目と大島らが開発した「社会的距離尺度」を用いた。その他に知識、接触体験、相談を受けた経験、困った時に相談できる人、基本属性（年齢、性別、在任期間）を調査した。

精神障害者のイメージから態度を測るという2通りの質問で、精神障害者に対する態度の質問は、各個人の漠然と

したイメージで回答を求め、精神障害者との社会的距離の質問は、精神障害者の状態について具体的に記述した上で対応をたずねる形式であった。さらに前者は、内的整合性の高い8項目を選択し、「精神障害者に対する態度尺度（0～16の得点で構成し共感的なほど高得点になる）」とし、Kruskal-Wallis検定を用いて検討した。

結果及び考察

回収数577人（回収率95.4%）、有効回答数566人（有効回答率92.0%）であった。地域と各調査内容の関連について基本属性では、阿蘇と人吉で年齢が若く、男性が多く、在任期間は長い傾向がみられた。知識項目及び態度項目は、阿蘇が共感的な回答が低く人吉で高くみられた。社会的距離は、八代が共感的な回答が低く人吉で高くみられた。相談を受けた経験及び相談できる人は、阿蘇が多く八代で少なかった。身近な精神障害者の有無には、違いがみられなかった。

「精神障害者に対する態度尺度」と各関連要因について、地域では、阿蘇9.8、八代10.4、人吉11.3で差がみられ、精神保健が活発な地域に得点が高くなった。精神保健のための知識が態度尺度と極めて強い関連がみられ、知識がある、年齢が若い、相談できる人がいるもので得点が高くなる傾向がみられた。

以上の結果に対して、阿蘇保健所管内の民生委員の精神障害者に対する態度が共感的になるための一つの課題は、精神保健福祉活動を通して、精神保健に関わる適切な知識の普及に努め、精神障害者に対する共感的な態度を地域社会に醸成して行くことが重要と考える。

〈教育報告〉

沖縄県における保健婦駐在制度の担ってきた役割と 今後の市町村と保健所の連携のあり方 — 駐在制廃止後のよりよい連携を目指して —

看護コース 比嘉陽子

Repeal of public health nurse's stationed system, and its consequence and counterplan to municipal health service in Okinawa Prefecture.

はじめに

地域保健法の施行に伴い、沖縄県では昭和26年以来実施してきた保健婦駐在制を廃止することになった。地域保健活動を推進するにあたり、駐在制が市町村保健行政に及ぼした影響を明らかにし、今後の市町村と保健所の連携のあり方を検討することを目的とした。

研究方法

1. 調査対象及び方法

県保健婦160人、市町村保健婦130人、市町村保健主管課長53人、合計343人を対象に郵送方を用いてアンケート調査を行った。

2. 調査内容

県保健婦が市町村保健行政に及ぼしたと思われる影響で利点として、①保健所と市町村の連携の調整役、②市町村長への影響、③市町村保健主管課職員への影響、④マンパワー以外の影響、⑤市町村外の関係機関と連携をとるうえでの影響、の5項目をあげ、影響の有無を尋ね、さらに、その具体的内容、駐在制廃止後生じる変化、変化に対する対策について調査した。

結果と考察

調査対象者343人中回答者は227人(回収率66.2%)であった。職種別回収状況は県保健婦104人(65.0%)、市町村保健婦98人(75.4%)、市町村主管課長24人(45.3%)であった。

1-1. 保健所と市町村の連携の調整役

保健所と市町村の連携の調整役を担っていたと回答した者は、県保健婦102人(98.1%)、市町村保健婦92人(93.9%)、市町村主管課長24人(100%)であった。

2-1. 市町村長への影響

市町村長と接する機会があるということで、市町村の対人保健活動を推進するにあたり影響があったと回答した者は、県保健婦70人(67.3%)、市町村保健婦59人(60.2%)、市町村主管課長17人(70.3%)であった。未回答がそれぞれ、17人(16.3%)、11人(11.2%)、3人(12.5%)あり、他の設問より多かった。これは市町村の規模等により首長と接する機会に差があるためと考えられる。

3-1. 市町村主管課職員等への影響

市町村の対人保健活動を実施するにあたり、市町村主管課内の職員等の保健行政に対する理解や連携がスムーズにいったことがあると回答した者は、県保健婦96人(92.3%)、市町村保健婦87人(88.8%)、市町村主管課長23人(95.8%)であった。

4-1. マンパワー以外の影響

市町村の対人保健活動を実施するにあたり、マンパワー以外に影響があったと回答した者は、県保健婦88人(84.6%)、市町村保健婦87人(88.8%)、市町村主管課長19人(79.2%)であった。

5-1. 市町村外の関係機関との連携への影響

市町村行政組織以外と連携をとるとき、影響があったと回答した者は、県保健婦77人(74.0%)、市町村保健婦65人(66.3%)、市町村主管課長21人(87.5%)であった。

結 論

駐在制廃止後の対策として①保健所と市町村で業務検討会を開く、また保健婦の定例会を持ち情報交換をする、②保健所と市町村が保健活動の実績を評価し、効率的な保健活動のあり方について資料の提供をする、③市町村保健事業関係者の研修会を開く、④管内市町村の情報提供システムをつくる、などが示唆された。

〈教育報告〉

高齢者の福祉情報への関心と地域の情報環境に関する研究 —横浜市の2地域の比較—

看護コース 近藤政代

Concern and access to the information environment on welfare services by the elderly people in two areas of Yokohama City

目 的

高齢者福祉ニーズが増大する中で、さまざまな福祉サービスが提供され、自治体は広報活動を通じて福祉サービスの利用を呼びかけているが、必要な情報が住民に届いていないともいわれる。福祉サービスに関する情報を的確に提供するしくみを考える必要がある。地域には在宅生活を支援する近隣組織や在宅支援施設を通じて、福祉サービスに関する独自の情報ネットワークが形成されていると考えられる。しかし、新たに問題に直面する高齢者がこの行政、民間を含む情報環境をどのように利用し、満足しているのか明らかでない。そこで、高齢者の福祉情報への関心と情報行動をアンケート調査するとともに、公的福祉サービスの利用者がどこにアクセスして情報を得たか、情報が十分得られたかについて面接調査した。

対象と方法

横浜市青葉区で地域の情報環境の異なる新旧の2地域を選んだ。アンケートの対象は、65歳以上の高齢者がいる全世帯でO地域530世帯、N地域210世帯の合計740世帯(回収数441人・回収率59.6%、有効回答数396人・有効回答率53.5%)である。選択式の調査票を用いて1996年12月上旬に無記名で実施し、郵送により送付、回収した。2地域間の各質問項目の分布については χ^2 検定を用いて比較した。面接調査は、区福祉保健サービス課が把握しているサービス利用者の中から、高齢夫婦7世帯と、子供と同居11世帯(O地域9、N地域9)の合計18世帯とした。同年12月に各家庭を訪問し、高齢者本人または家族に1時間程度の面接を行った。

結 果

(1) 対象者の特徴：2地域の男女はほぼ50%であり、年齢分

布は65～74歳までが7割、75歳以上が3割であった。健康状態は「よい、普通である」が60%を越え全体に健康な人が多かった。居住年数は、O地域の8割が10年以上と長い人が多いのに比べ、N地域は4割の人が10年未満で、2地域の居住年数には有意な差があった。

(2) 2地域とも高齢者の8割が福祉の情報源を持っていたが、情報の入手場所は自宅内が9割以上と最も高く、地域が5～6割、福祉関係者2割の順に低下した。O地域では居住年数が長い人ほど情報源をもつ割合は高いが、N地域では居住年数が短い人ほど高かった ($p<0.02$)。

(3) 地域の情報源は、2地域とも「友人・隣人」「民生委員等の自治会役員」「区役所窓口」が中心であり、地元のボランティア組織や在宅支援施設は情報源としてほとんど認識されていなかった。つまり、情報源は存在していても情報環境として機能していないといえる。しかし、O地域はN地域と比べて「老人クラブ」「友人・隣人」を福祉の情報源としている高齢者が有意に多かった。

(4) 過去1年間に福祉に関する「情報を入手した」人は、O地域が38.7%とN地域33.6%に比べやや多かった。有意な地域差はないが、O地域では居住年数が長い人ほど情報を入手している人が多く、N地域ではこのような傾向は、なくむしろ20年以上では7.7%と極端に少なかった。また、O地域は「単身」「夫婦」「複合」世帯のいずれも4割が情報を入手していたが、N地域は各々2割、3割、4割であり、居住年数と家族類型により2地域間で情報入手行動に違いがみられた。

(5) 面接した公的福祉サービスの利用者は、情報源へのアクセスの違いにより、福祉サービスを利用するまでの時間と満足度が異なる傾向があった。

以上のことより、高齢者福祉に有効に使われる情報環境を整備するには、地域の福祉情報源の現状分析と情報ネットワークづくりへの介入が必要と考えられた。

指導教官：佐々木昭彦(生理衛生学部)、石井 享子(公衆衛生看護学部)

〈教育報告〉

測定指標を用いた保健活動の発展過程の測定と推進要因の検討 —八千代市での母子保健活動を通して—

看護コース 下元裕子

The measurement of developing process in public health activities and their promoting factors

I. はじめに

保健分野においては、多様化する住民のニーズに合致した活動が求められており、分野を超えた活動や住民参加の必要性を述べるヘルスプロモーションの考え方を基にした活動展開が必要であると考えられる。

今回、ヘルスプロモーションの実現に向けた活動を考えるために、指標を用いて保健活動の発展過程を測定し、推進要因について検討を行った。

II. 対象及び方法

保健活動の進め方や内容を段階的に測定するための指標を作成し、千葉県八千代市の「子どもにやさしい街づくり推進会議」の活動の発展過程を測定すると共に、測定結果及び活動展開のプロセスから、活動の推進要因について分析・検討した。

III. 結果及び考察

1. 保健活動の測定指標の作成

ヘルスプロモーションの中で示された5つの活動方法とGreenらの考え方を基に、個人の生活技術の向上・強化、公共政策づくり、事業評価の3つに分類し、各々を2つの視点に分けて指標を作成した。

以下に、「事業評価」の指標について示す。

〔評価作業の主体〕と〔評価の視点〕の二項目とした。

〔評価作業の主体〕：目的達成度の評価作業の主体に、計画への参加者がなっているか。

第1段階：誰も評価していない。

第2段階：保健部門の担当者だけで、各々がバラバラに評価している。

第3段階：保健部門の職員間で話し合い、評価している。

第4段階：保健部門と関連分野の職員が、一緒の場で評価している。

第5段階：保健部門と関連分野だけでなく住民もその評価の場に加わり、一緒に評価している。

〔評価の視点〕：目的・目標の達成度及びより効果的、効率的に可能にする視点があるか。

第1段階：実績だけが示されている。

第2段階：手段的な目的を設定し、測定する。

第3段階：事前に評価計画を立てずに、目的・目標の達成度を測定している。

第4段階：事前に評価計画を立てた上で、事業実施前後の状態を比較し測定している。

第5段階：目的達成度の測定だけでなく、企画と実施の過程を分析し、次の仕事に役立てる。

2. 保健活動の促進のための要因の検討

測定指標を用いて保健活動の発展過程を測定した結果、八千代市の母子保健活動は発展していることがわかった。なかでも顕著な発展がみられた住民参加について推進要因の分析・検討を行った結果、①関連分野間の調整、②予算の確保と事業の継続性の工夫、③住民参加や目的共有を意識した保健婦の働きかけ、④信頼関係づくりのための働きかけ、⑤住民と行政が相互の協働意識、⑥目的の明確化と共有、⑦集団の凝集性が要因となり、活動への住民の参加を推進させたことが明らかになった。

これらの推進要因は、活動の過程によって必要とされる度合いは異なることが考えられる。活動展開の動きの中で、要因は相互に作用し、それぞれの要素を質的にも変化させてゆくことで、住民参加の活動は発展していくのではないかと考えた。

今後、この指標を他の保健活動にも用いながら、指標の有効性の確認と推進要因の普遍性について検討していきたい。

指導教官：鳩野 洋子（公衆衛生看護学部）

〈教育報告〉

父親の“子どもの世話”に対する意識調査 特にその母親の影響を考える

看護コース 高田紀子

Father's attitude toward childrearing focusing on their mother's influence

I はじめに

「男は仕事」「女は家庭」という性別役割を前提とした社会では、“子供の世話”や“家事”は女性の適性に基づいた役割であるかのごとく受けとめられてきた。しかしそれらは、“ジェンダー”の役割であり、父親・男性も積極的に行うべきだとする考えが前面に出されるようになってきている。“子どもの世話”の負担が母親にかかりすぎている現状から、男性の“子供の世話”に対する意識とその影響に疑問を持った。そこで今回、男性と母親のイメージ・母親の言動（以下ジェンダーのすりこみ）・両親像の影響とその影響因子間の関連について調査したので、ここに報告する。

II 調査方法

目黒区八雲保育園の園児の父親を対象に、平成9年1月7日～1月16日まで自記式無記名式の質問紙を配布し調査した。

III 調査結果

調査対象となった68人中、回答者は42人(回収率61.8%)であった。

1 「本人及び本人をとりまく状況」との関連

母親のイメージとは全体的に系統だった関連はみられなかったが、項目ごとの関連はみられた。母親のイメージが「理想の女性」で「優しく」「物わかりがよい」程、母親は「男性は“子どもの世話”はしなくてもよい」と考えていた。

ジェンダーのすりこみとは本人が「子供の世話」をしていない」程、母親は「口出しをしていた」「父親を“手の掛かる子供”扱い」という関連がみられた。また、本人の考える「男性や自分の“子供の世話”」が母親の考える「男性の“子供の世話”」と共通して「負けずにがんばれ」「台所手伝い等不要」「男にふさわしい仕事」「口出しをしていた」に相関していた。このことから、母親のジェンダーのすり

こみは、本人の態度としての“子供の世話”への考え方と実行に影響していると考ええる。

両親像から本人の“子供の世話”への影響はみられなかったが、亭主関白である両親の姿を理想とする人が、平等やかかあ天下よりも多かった。

2 影響因子間の関連

母親のイメージとジェンダーのすりこみとは相関しているものは少なかった。

ジェンダーのすりこみと両親像とは、父親が「厳しくしてくれた」「叱ってくれた」「鍛えてくれた」の後押しの行為と、母親が「抱いてくれた」「受けとめてくれた」「かばってくれた」の受けとめの行為と相関がみられた。

母親のイメージと両親像とは、両親とも「語をしてくれた」「抱いてくれた」「受けとめてくれた」程、母親のイメージは「近寄りやすく」「温かく」「理想の女性」であった。また、母親が「厳しくしてくれた」「叱ってくれた」「鍛えてくれた」程、「頼りやすい」「権威がある!」「強い」母親のイメージであり相関が強かった。

IV 考察およびまとめ

1) 「子供へのかかわりは高い」としながらも“亭主関白”である両親の姿を理想としていたことから、男性優位を望む深層が明らかになった。

2) 本人の考える「男性や自分の“子供の世話”」には母親からのジェンダーのすりこみの影響がみられた。

3) 母親のイメージから本人への影響はあまりみられなかったが、甘やかす母親がいて、それを望ましいと思っている本人の姿が見られた。

4) 両親像から本人の“子供の世話”への影響はみられなかったが、父親は後押しの行為と、母親は受けとめ行為との関連がみられた。

〈教育報告〉

住民が主体的に参加できるケアシステムに関する研究 —保健婦による意思確認方法の実態から—

看護コース 佐藤和美

A study on the community care system for citizens to autonomic participate in the actual condition of confirmation by public health nurse

目 的

近年、住民自身の在宅ケアへの主体的参加や意思決定が重要視されている。今回、保健婦自身の主体性のイメージや保健婦がサービス利用者の主体的な意思をどのように確認しているのかを明らかにし、今後の意思決定支援のありかたを考える基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を行なった。

研究 方法

対象：地域でケアマネジメントや、ケアコーディネーションを実践している中堅保健婦53名。

研究期間：平成8年7月～平成9年2月、調査期間は平成8年9月実施。

方法：対象が参加している研修会において、自記式のアンケート用紙を配布し、その場で書き方について説明し後日回収した。(回収率98, 1%)

調査内容：①訪問用のアセスメント用紙の中の主体性に関する項目の有無と、その具体的内容。②主体性の言葉のイメージ③主体性の観察を必要と感じる場面。④本人や家族の意思表示の能力の有無によって、家族や本人の意思表示をどのように確認しているのか。

④の項目については、本人及びその家族の意思表示の能力の違う事例を3例をあげ、各事例毎について意志の確認の方法の違いを調査した。また、確認の方法は本人や家族に直接確認するのか、または保健婦が判断しているのか等の6つの選択肢から選択できるようにした。また、ケア領域別、都道府県市町村別にも確認の方法に違いがあるか分析した。

結果及び考察

1 アセスメントにおいて定期的に主体性の観察を位置づけ

ているのは約半数であった。

2 主体性についてのイメージは本人の意思や自己決定といったものが多かった。観察の場面も自立支援的な積極的場面にとらえようとしており予防を中心とする保健婦活動の特徴が示されたが、本人に関するものが多く、家族介護については自立支援の場面ではみられなかった。

3 意思表示可能な利用者は、本人及び家族に直接的に意思を確認しているが、意思表示が困難な利用者については、保健婦の観察から判断したり他職種から聞いたりといった方法が多くなり、専門職が主体的に判断してしまっている傾向がみられた。

4 「精神的不安、孤立感」「社会参加」「学習セルフケア」「専門職の調整」といったケア領域においては意思確認がされていなかった。

5 今後在宅ケアの中で、利用者が主体的にケアに参加するため、システムづくりの今後の課題として以下のことが示唆された。

①相手の意思の確認もれを予防するためにも、意思確認を定期的な評価時に行なう「長期的意思確認」と、日常のケアの中で行なっていく「短期的な意思確認」の二重構造で実施していく必要がある。

②意思表示が困難なケースと思ひ込み、意思確認をしないのではなく、インフォームドコンセントの意識を持ち、相手にわかりやすい方法で情報を開示していくことが大切である。

③住民の社会参加や学習セルフケアといったケア領域における意思確認のシステムの確立が必要である。

④今後、市町村保健婦は利用者が意思決定能力を高められるような援助をしていくことともに、都道府県保健所は、特に意思表示の困難な利用者への援助や、広域的な視点から住民が主体的にケアに参加できるシステムづくりを検討していく必要性がみられた。

〈教育報告〉

家族計画プロジェクト評価についての再考

看護コース 岡永真由美

Review on family planning evaluation based on projects

研究目的

家族計画プログラムは、出生抑制を焦点としたものから、性と生殖に関する広範な概念を含むものへと展開している。しかし、人口問題の捉え方は国の自然・社会・文化環境により異なるため、家族計画プログラムの様々なアプローチ方法が考えられる。そこで、今後の家族計画プロジェクトの準備期間、活動実施期間及び評価期間ごとの評価手法の改善に資することを目的とし、開発途上諸国の家族計画プロジェクトにおける活動内容とその評価の変遷について検討を行った。

研究方法

人口関連分野のデータベースである「POP LINE」を検索し381件を研究対象とした。これらを基に、年代、地域、援助機関及びプロジェクト活動内容別に分析を行った。

結果及び考察

年代別にみた家族計画プロジェクト評価の文献数は、1970年代に増加し1980年代は減少したが、1990-1995年に入って増加した。地域別にみると、アジア地域は1975-1979年の文献数(162件)が最も多く、アフリカ地域は1990-1995年の文献数(66件)が最も多かった。また中南米地域もアフリカ地域と同様な傾向を示した。1970年代の文献数増加は、1960年代以降人口増加抑制政策として家族計画プログラムを採用した国がアジア地域で急増したことに関連があると思われる。1990年代の文献数の急増は、特にアフリカ地域で顕著であったことも含め、プロジェクト評価の重要性が再認識され「計画・実施・評価」という一連のプロセスの中で評価に関わる調査が行われたものと考えられる。

資金援助機関別についてみると、米国国際開発庁(USAID)が最も多い文献数(222件)だった。これは専門家による評価担当の部局があること、援助が大学や民間団体

による契約ベースで実施され評価を重視していることが文献数の多い要因として考えられる。

家族計画プロジェクト活動評価内容についてみると①調査関連(124件)、②PHCと統合した家族計画プロジェクト(84件)、③IECに関連(59件)、④トレーニング(41件)、⑤避妊具配給(25件)の5つが文献数の8割を占めた。今回は主としてプロジェクト活動内容に直接関わるPHCとIECについて検討を行った。

まず、PHCと統合した家族計画プロジェクト評価文献数を地域別にみると、アジア地域は1980-1984年(37件中15件)、アフリカ地域は1990-1995年(34件中15件)がそれぞれの地域で最も多かった。PHCの主な評価内容は、家族計画サービスの改善に伴う費用効果や、避妊器具普及率に関するものが多かった。

次にIECに関連する評価文献数は、アジア地域は1970-1974年(23件中7件)、アフリカ地域は1990-1995年(22件中12件)がそれぞれの地域で最も多かった。その主な評価内容は、1970年代はIECの媒体材料の評価から、1990年代は媒体を扱うワーカーの役割や具体的なIEC活動に推移していた。

以上の結果及び考察から、活動内容評価は量的な評価から始まり、1980年代後半からワーカーの役割に関する評価の文献が増加するなど、利用者中心のサービス提供の質に関する評価に推移していると思われる。

まとめ

地域によって家族計画を受容する社会経済、文化背景、政策は異なるため、家族計画プロジェクトのアプローチ方法は多種多様であることが示唆された。今後家族計画プロジェクトをより効果的・効率的に運営するためには、家族計画プロジェクトのアプローチ方法と住民のニーズに合った活動内容の選択方法及びその比較検討可能な評価手法を確立していくことが必要と思われる。

〈教育報告〉

測定指標を用いた保健活動の発展過程の測定と推進要因の検討 福島県大越町の活動を通して

看護コース 檀原三七子

The measurement of developing process in public health activities and their promoting factors

目 的

住民の多様なニーズや価値観に対応するためには、地域の生活環境や暮らしを取り巻く特性を活かした保健活動を展開していくことが求められている。今回、ヘルスプロモーションの考え方をもとに、保健活動の測定指標を作成し、保健活動を評価するとともに、その発展の推進要因を、公共政策づくりの分野間協調の視点で分析、検討を行う。

対象および方法

「生活技術の向上・強化」「公共政策づくり」「事業評価」の3つの観点から、保健活動の測定指標を作成し、それを大越町の地域保健特別推進事業の保健活動の取り組み経過にあてはめ評価するとともに、保健活動を発展させるための推進要因について分析、検討した。

結果および考察

1 保健活動の測定指標は、ヘルスプロモーションの中で示された5つの活動方法と、その活動を推進する基盤として健康教育と政策・法規・組織の両者を土台としたグリーンらのプリシード／プロシードモデルの考え方をもとに、「生活技術の向上・強化」「公共政策づくり」「事業評価」の3つに分類し、さらにそれぞれを2つの視点に分け指標を作成した。「公共政策づくり」の「住民参加」「分野間協調」のみを示す。住民参加とは、政策の企画、決定及びその展開への住民参加の程度、と捉えた。

第1段階：事業が国や県からおりてきているので実施する。活動の企画、決定は行政だけで行い住民の参加はない。

第2段階：行政主導のもと保健分野に関係する住民が形だけ参加している。

第3段階：保健分野に関係する住民が政策の企画、決定の場に参加し、自分の意見を述べるができる。住民の

意見を考慮して、政策の企画、決定は行政が行っている。

第4段階：保健分野に関係する住民と一緒に政策の企画、決定をしている。一般住民の意見も考慮して、政策の企画、決定は行政が行っている。

第5段階：保健分野に関係のない住民も一緒に政策の企画、決定をしている。

分野間協調とは、保健部門と関連機関の間で、健康な生活状況を創造するための計画への協働の程度、と捉えた。

第1段階：保健分野の担当それぞれが活動の目的を話さずに、独自の方法で活動している。

第2段階：保健分野の職員間で、保健活動の目的を話し合い共有化している。

第3段階：関連分野と一緒に保健活動の目的や方法について話し合っているが、それぞれバラバラな方法で政策づくりをしている。

第4段階：関連分野と一緒に保健活動の目的や方法について話し合う場がシステムとしてあり、共通の目標に沿った政策決定がされている。

第5段階：すべての分野の政策決定の場で常に健康の視点があるとした。設定した指標は記述的で、測定方法が主観によるため、普遍化には限界があるが、自分の地域の活動を良くするための立場に立てば、地域に応じたものに改変することで使用に耐えうると考えた。

2 保健活動の測定の結果、すべての項目で保健活動は徐々に発展していた。公共政策づくりの分野間協調の推進要因として、1)保健婦の保健活動に対する認識 2)保健婦の住民に対する認識 3)認識にもとづいた行動 4)活動展開方法の共有 5)上司の理解 6)予算の確保 7)地区住民の合意形成 8)スーパーバイズ機能が考えられた。

今回の推進要因の分析は、一部の地域の経過であり、他地域でも普遍化が可能か検討していく必要がある。

<教育報告>

3歳児の体型と食事に対する母親の意識の関連

保健コース 篠田道代

Mother's consciousness to the diet and physique of her 3 years old children

目 的

小児の肥満は数多くの研究がなされているが、最近の小児はやせ傾向があるように思われる。実際に乳幼児身体発育調査値を見ると、少しやせ型に移行しているように考えられる。

この原因の背景として母親の体型に対する歪んだ認識で、子どもに対しても細めの体型を好み誘導するようなことを行っているのかと疑い、調査を試みた。

調査対象・方法・回収状況

富山県小杉保健所で1996年11・12月の3歳児健康診査対象者の保護者165名に郵送し、133名より回収された(回収率80.6%)。身長・体重は健康診査時に転記した。

調査内容

カウプ指数・身長、体型の認識、希望、注意内容・健康状態・間食と食事の時間・量・注意内容・好き嫌い等で困っている内容等

調査結果と考察

身長95から98cmを中心にしてそれより高くなると「やや高め」「高い」が増え、低くなると「やや低め」「低い」が増え、回答は対照的な分布で、実際の身長に認識が正しく連関している。

子どもの身長が中間より高めという回答のうちもっと低

めがよいとの回答は3.6%のみなのにに対し、中間より低めという回答のうちもっと高めがよいとの回答は61.1%で、身長については高めを好む傾向がみられる。すなわち「高め」「低め」についての認識の偏りはみられなかったが、希望について「高め」を望む傾向がみられた。

体型の認識は身長の場合とは異なり分布は対照的でない。カウプ指数16以上17未満では、大半が「中間」で、「やせ気味」「太り気味」の回答は同じくらいだが、カウプ指数が大きくなると「太り気味」「太っている」のいずれかの回答、小さくなると「やせ気味」という回答がさほど増えず、カウプ指数が14未満でも「中間」の回答が約30%と、カウプ指数が低い子どもを「やせている」と認識しない傾向が目立つ。

子どもの体型を中間よりやせているという回答のうち、もっと太めがよいとの回答は28.6%なのに対し、中間より太っているという回答のうち、もっと細めがよいとの回答は40%で、有意差はないが、体型について細め志向がみられた。すなわち「太め」「細め」についての希望の偏りはみられなかったが、認識はカウプ指数の低い子どもを「やせている」と認識しない傾向がみられた。

母親の間食・食事に関する配慮は子どもの体型によって変化すると考えたが、身長や体型との関連はみられず、さらに子どもの健康状態との関連もみられず、食生活を通してやせ型へ移行させようという傾向はみられなかった。

母親の間食・食事に関する配慮は各項目相互にかなりの関連がみられ、食生活への配慮は子どもの身体特性よりも母親自信の意識に影響されているように考えられた。

〈教育報告〉

ATP 試験を用いた食肉製品の微生物汚染に関する研究

保健コース 山口 洋子

A study for microbial contamination of meat products used by ATP-bioluminescence assay.

目 的

食品衛生法施行規則等の一部改正により、食品の日付表示は製造年月日から期限表示に代わることとなり、製造者等は科学的・合理的根拠に基づいた期限表示の設定が要求されるが、このため設定に有効な指標についての情報を提供する必要がある。また、食品衛生分野では食品の安全の確保がますます重要になって来ているのと同時に、HACCP システムの導入がなされ、食品産業の場に迅速かつ簡便な食品衛生検査技術を導入することが求められている。そこで本研究では食肉製品を用いて、従来から用いられてきた微生物学的検査（寒天培地法）と平行して官能検査並びに理化学試験（ATP 試験）を行い、その有用性について検討すると同時に、消費期限を設定するための判断基準（許容限界）や食品衛生分野での衛生管理について検討した。

方 法

平成9年4月から総合衛生管理製造過程が導入されるため、食肉製品を対象とした。

微生物学的指標は食品衛生検査指針に基づき、一般生菌数、大腸菌群、ブドウ球菌、病原大腸菌 O-157:H7 を検査した。理化学的指標は ATP 試験を行った。また、ATP 測定における阻害要因の検討も行った。官能的指標としては、外観、色沢、ドリップ、におい、について検討し、正常、やや正常、異常に分け判定し、それぞれ2点、1点、0点と点数化した。

結果及び考察

微生物学的検査では、焼き豚において、一般生菌数は経

目的に菌数が増加する傾向がみられた。また、夏期と冬期では夏期の方が、スライスされたものとブロックのままのものではスライスされたもののほうが菌数の多い傾向にあった。大腸菌群についても同様の傾向だった。一般生菌数が多いと大腸菌群も多い傾向にあった。ブドウ球菌は季節による差はみられなかった。O-157:H7についてはいずれの検体も陰性だった。しかしながら、消費期限までに初期腐敗に入ったと思われる、 $10^7/g$ を超える検体があったことから、科学的根拠に基づいた消費期限の見直しが必要だということが改めて示唆された。

ATP 試験についても焼き豚の一般生菌数の時と同様に、経目的に増加する傾向がみられた。また、夏期と冬期では夏期の方が、スライスとブロックではスライスの方が値が高い傾向にあった。ATP 測定における阻害要因については亜硝酸塩と食塩について検討した結果、食塩が阻害要因の一つであることが判明した。

ATP 量と一般生菌数の相関を見ると、高いものとは言い難いが ($r^2=0.429$)、ATP 量がおよそ $10^{-9}M$ の時、一般生菌数が $10^4/g$ となり、以後 ATP 量が1オーダー増加すると一般生菌数は2オーダー増加することがわかった。

官能検査では、一般生菌数が $10^6/g$ 、ATP 量が $10^{-8}M$ を超えると官能評点で満点をとることは困難と思われた。

以上のことから、食肉製品の衛生管理の許容限界は、一般生菌数は $10^6/g$ 以下、ATP 量は $10^{-8}M$ 以下、大腸菌群は陰性、ブドウ球菌は $10^3/g$ 以下が妥当と判断した。

食品衛生分野において、各製造・加工工程での機械・器具等の衛生管理、適切な温度管理、従業員への衛生教育が重要だということが改めて示唆された。

迅速かつ簡便な方法としては、微生物学的検査より、ATP 試験や官能検査の方が妥当と判断した。

〈教育報告〉

骨密度測定及び指導が生活習慣，健診結果に及ぼす影響

保健コース 信 濃 有 美

Effects of bone mineral density measurement with nutritional instruction on life style and medical data

目 的

骨粗鬆症の予防や改善のための指導は，適切な食習慣と運動習慣を身につけることであり，このことは成人病の予防や症状改善につながるといわれている。そこで，本研究では骨密度測定に伴う指導効果を知るために，骨密度測定及び指導の有無により，食習慣，運動習慣，成人病健診結果の変化を検討した。また，骨密度の測定値によってその後の習慣の変化に違いがあるかについても，同様に検討を行った。

対象と方法

対象者は1994年と1995年に愛知県海部郡大治町の保健センターで成人病健診を受診した40歳～64歳の女性である。ケースは，1994年11月に大治町の保健センターで開催された健康まつりで骨密度測定を受け，1年後追跡可能であった44人(50.7±6.9歳)。骨密度はCXD法と超音波法のどちらか一方で測定し，受診者全員に食事と運動について栄養士により個別指導が行われた。コントロールは，1995年に初めて骨粗鬆症検診により骨密度測定を受けた77人(50.8±5.9歳)を選定した。

本研究では，ケースとコントロールで 1)成人病健診問診表より食習慣，食事バランス，運動習慣について 2)健診結果より検査値について，94年度と95年度を比較検討した。

さらに，ケースの中の正常群と低骨密度群では，3)骨密度測定時の調査票より食品の摂取頻度，食事調査結果より2日間の平均栄養素摂取量，歩数結果より1週間の平均歩数についても検討した。骨密度結果は厚生省の基準値により，異常なしを正常群，それ未満を低骨密度群とした。

結果及び考察

1. ケースとコントロールの比較

骨密度測定及び指導を受けた人は，1年間で食習慣，運動習慣，成人病健診結果に変化は見られなかった。その理由としていくつかの問題点があげられる。

対象者は骨密度測定と骨密度測定時の生活指導の有無により設定したが，両群とも成人病健診を受診している人のために，健診時に結果説明をかねた生活指導は行われており，コントロールに完全に介入がないとは言いきれない。また，ケースとコントロールはどちらも自主的に健康まつりや検診の骨密度測定に来ている人たちであるため，もともと健康への意識が高く，良い生活習慣の人が多かったと思われる。一方，両群で比較できた項目は健診時の問診だけであり，細かい習慣までは分からず，変化が見られなかったとも考えられる。

2. ケースの中で正常群と低骨密度群の比較

ケース44人中，正常群23人(47.0±4.0歳)，低骨密度群21人(54.8±7.2歳)で，低骨密度群で有意に閉経後の人が多かった。比較した1年間の間に閉経を迎えた人はいなかった。骨密度結果は，正常群の超音波法で有意に減少し，低骨密度群では1年間でほとんど変化しなかった。

両群の比較で，運動習慣，成人病健診結果に，それぞれ変化は見られなかったが，低骨密度群で牛乳，乳製品，小魚の摂取頻度が有意に増加した。また，低骨密度群でカルシウム，食物繊維の摂取量が有意に増加し，コレステロールの摂取量が有意に減少した。これは，骨密度結果を返しながらの指導であったため，骨密度の低かった人は自分の結果を知り，カルシウムが多いとされる牛乳，乳製品，小魚など積極的に摂取しようと心がけたと思われる。

今回は1年間の比較において成人病健診の結果と指導効果との関連は見られなかったが，今後，長い期間での指導効果を検討したいと思う。

指導教官：太田壽城 (国立健康栄養研究所)

佐藤加代子 (母子保健学部)

〈教育報告〉

在宅ケアアセスメントの視点変容と公衆衛生の課題

保健コース 藤田 真実

Changing viewpoint in the home care assessment and public health problems to be solved

はじめに

高齢化が進み、痴呆症や寝たきり老人が増加してきており、老人保健法の改正、新ゴールドプラン、介護システムの検討など多くの政策が行われるなか、在宅ケアや訪問看護がますます推進されている。看護教育カリキュラム改正の実施により、教育においても個別的な訪問看護や在宅ケアが重視されてきている。在宅ケア推進においては、個別的なケアだけにとどまらず公衆衛生的な看護の視点が必要だと考え、現在までの在宅ケアアセスメントにおけるアセスメント視点の変容と公衆衛生の課題について検討した。

研究目的

1. 在宅ケアアセスメントの視点変容と公衆衛生の視点の有無を明らかにする。
2. 在宅ケアにおける公衆衛生の課題を考察する。

研究対象及び方法

対象：1986年から1996年までに報告された在宅ケアのアセスメントに関する文献で、医学中央雑誌（約2200誌）とMedline（約3000誌）より検索した。

方法：(1)在宅ケアのアセスメントに関する文献を、医学中央雑誌とMedlineで検索した。(2)1次資料、2次資料で在宅ケアのアセスメントに関する文献を検索した。(3)検索した文献からアセスメント表を4事例選出した。その際は、多角的な面から判断できるアセスメント表であり、この10年に報告されているものとした。(4)「本人」「家族・介護者」「医療」「経済状態」「社会資源の利用」「社会参加」「環境」の分析視点で4事例を分析し、その視点変容を明らかにした。(5)公衆衛生的視点を「環境」「健康の保持・増進」「予防」「地域への情報提供」と定め、4事例においてこれらの視点の有無を明らかにした。さらに、在宅ケアにおける公衆衛生の課題を考察した。

研究結果及び考察

1. 「在宅看護」「訪問看護」「アセスメント」のキーワー

ドでは多くの文献が検索され、在宅ケアについての報告は増加しているが、在宅ケアアセスメントに関する文献は少なく、多角的な面から判断できるアセスメント表の報告も少なかった。

2. 本人に関するアセスメント視点は、項目数が増加し、領域が広がり内容も詳細になってきた。

3. 家族・介護者に関する視点は、家族自身の介護能力や介護条件そのものが重視されてきたが、近年は介護の社会化が叫ばれ、家族自身の力だけではなく、家族を支えるための外部条件との関連でアセスメントが行われる傾向がみられた。

4. 医療に関する視点は、「特別な治療・ケア」にも近年は焦点を当てていた。

5. 経済状態に関する視点は、「やや苦しい」など4段階に評価する項目がみられたが、現在は経済の項目が特に含まれていなかった。

6. 社会資源の利用に関しては、専門家や利用機関を多肢選択するこれまでの傾向から、現在は自由記述で捉える形式に変化がみられた。

7. 社会参加に関しては、「社会生活意欲」に焦点が当てられてきた。

8. 環境に関しては、屋内の住環境についての視点はみられたが、屋外の環境や地域環境としての視点はみられなかった。現在は「生活用具・介護用具の利用状況と必要性」にも焦点が当てられていた。

9. 「健康の保持・増進」「予防」「地域への情報提供」という公衆衛生的な視点に関しては、4事例すべてに項目が設定されていなかった。個の問題に対応し健康を守ることが重要であるが、健康保持のための適切な生活水準を保障し、疾病予防し、さらに共同社会の組織的な努力に通じる、環境に対するアセスメント及び地域への情報提供などは不可欠なアセスメント視点だと考えた。

10. アセスメント実施者については、看護職単独から複数専門職による実施の形態に変化してきていることが明らかにされた。

指導教官：石井 享子（公衆衛生看護学部）